

令和4年第1回議会定例会会議結果

1 定例会・臨時会の別	第1回定例会
2 開会	令和4年 3月 7日
3 閉会	令和4年 3月14日
4 会期	8日（うち会期延長日なし）
5 議員の出席	7日 出席11名 欠席 0名 8日 出席11名 欠席 0名 14日 出席11名 欠席 0名
6 議案件数	35件（うち議員提出10件）
7 議決の状況	(1)原案可決 25件 (2)原案承認 4件 (3)採 択 4件 (4)決 議 1件
8 法第99条の意見書	4件
9 委員会	予算審査特別委員会付託 1件
10 その他	傍聴者 5日 5名 8日 9名 12日 19名
11 会議書の写し	別紙のとおり添付
12 議案書の写し	別紙のとおり添付

令和4年 第1回南幌町議会定例会（1日目） 会議録

令和4年3月7日（月）
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1番	内 田 惠 子	2番	佐 藤 妙 子
3番	熊 木 惠 子	4番	西 股 裕 司
5番	志賀浦 学	6番	本 間 秀 正
7番	石 川 康 弘	8番	加 藤 真 悟
9番	川 幡 宗 宏	10番	細 川 美喜男
11番	側 瀬 敏 彦		

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

4番	西 股 裕 司	5番	志賀浦 学
----	---------	----	-------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	斉 藤 隆	事務局主査	梶 田 健太郎
------	-------	-------	---------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	大 崎 貞 二	教 育 長	小笠原 正 和
農業委員会会長	鍋 山 洋 一	監 査 委 員	白 倉 敏 美

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	小 林 史 典	総 務 課 長	笠 原 大 介
まちづくり課長	藤 木 雅 彦	住 民 課 長	藤 田 雅 章
税務課長兼出納室長	原 田 光 一	保 健 福 祉 課 長	佐 藤 由 美 子
産業振興課長	鈴 木 潤 也	都 市 整 備 課 長	黒 島 滋 規
病院事務長	渡 部 浩 二		

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長	浅 野 茂
--------	-------

8. 選挙管理委員会長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長）	笠 原 大 介
-----------	---------

9. 公平委員長の委任を受けて出席した説明員
公平委員会事務員（総務課長） 笠原 大介

10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員
農業委員会事務局長 砂田 隆樹

11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

- 議長 おはようございます。
本日をもって召集されました令和4年第1回南幌町議会定例会を開会いたします。
本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。
本定例会の議事日程は、あらかじめ御手元に配付したとおりでございます。
- 日程1 会議録署名議員の指名を行います。
指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名をいたします。
4番 西股 裕司議員、5番 志賀浦 学議員。以上御兩名を指名いたします。
- 日程2 会期の決定をいたします。
先に、議会運営委員会委員長から、本定例会の運営について報告の申出がありましたので、これを許します。
9番 川幡 宗宏議員。
- 川幡議員 令和4年第1回議会定例会の運営について、去る2月28日に議長出席のもとに議会運営委員会を開催いたしました。議会事務局より本定例会の提案議案等の概要について説明を受けるとともに、日程及び運営について協議いたしました。本定例会に付議される案件は議会提案として議員派遣承認3件、各委員会所管事務調査1件。町からは執行方針2件、令和3年度各会計補正予算7件、条例関係10件、令和4年度各会計予算7件であります。
以上、提案案件全般について審議いたしました結果、本定例会の会期は本日3月7日から3月15日までの9日間とすることで意見の一致をみております。
最後に、本定例会は新年度予算の審議等もあり開催期間が長くなることから、議会運営に特段の御協力をいただきますようお願い申し上げます。議会運営委員会委員長報告といたします。
- 議長 お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は3月7日から3月15日までの9日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。
(なしの声)
御異議なしと認めます。よって本定例会は3月7日から3月15日までの9日間と決定をいたしました。
- 日程3 諸般報告をいたします。
・1番目 会務報告は御手元に配布したとおりでございます。これを持ちまして報告済みといたします。
・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より令和4年1月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容につきましては、御手元に配布したとおりでございます。

町 長

これを持ちまして報告済みといたします。

・3番目 町長一般行政報告をいたします。町長。

本議会定例会にあたり、5件の行政報告を行います。

初めに、町立病院の診療体制について御報告します。小児科医の新田 啓三氏、総合診療医の高橋 誠氏が、3月31日付けをもって退職されることになりました。後任として、4月1日付けで総合診療医の近藤 統氏が着任します。近藤医師は大阪府出身、大阪大学医学部を卒業後、大阪府内、道内の病院で内科医・小児科医として勤務され、現在、木古内町国民健康保険病院で内科医として勤務されています。当面、常勤医師が3名体制となりますが、4名体制に向けて医師の確保に取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルス対応経済対策等の進捗状況について御報告します。生活応援チケット事業につきましては、18歳未満867名、ひとり親世帯63世帯、70歳以上の高齢者1,941名を対象にチケットを配布し、最終の利用状況は、額面総額2,026万5,000円のうち1,986万6,500円で、利用率は98%となりました。次に、飲食店応援チケット事業につきましては、955世帯に4,833セットを販売し、2月28日現在の利用状況は額面総額2,416万5,000円のうち1,911万円で、利用率は79%となっています。最後に、妊婦あんしん支援金につきましては、2月28日現在、26名の方から申請があり、支給総額は130万円となっています。

次に、新型コロナワクチン予防接種の実施状況について御報告します。本町におけるワクチン接種につきましては、3月1日現在、全体で6,207人、83.4%の方が2回目の接種を終了しています。18歳以上が対象の3回目の接種につきましては、1月13日より開始し2,025人、27.2%の方が終了しています。そのうち65歳以上の高齢者は1,544人、60.2%となっています。また、5歳から11歳までの接種につきましては、3月11日より開始します。ワクチン接種は、9月まで実施し、希望される町民の皆様が安心して接種できるよう対応してまいります。

次に、あったか灯油支給事業の実施結果について御報告します。今季の灯油価格の高騰に伴い、高齢者、障がい者、ひとり親世帯の町民税非課税世帯を対象に実施した本事業につきましては、12月10日から1月21日までの受付期間において480件の申請があり、支給決定402件、支給費総額482万4,000円をもって事業を終了しました。

最後に、子育て世代住宅建築費助成事業について御報告します。本町の定住人口の増加を図るため、子育て世代を対象とした本事業については、本年度の認定申請件数は、町外51件、町内7件の58件で、昨年度の認定分を含め、年度内に27棟の住宅が完成する見込みです。また、みどり野きた住まいるヴィレッジについては、本年度3棟が新築され、全体で12棟となり、今後も、新たに建築が進められる予定です。引き続き、町の移住定住、みどり野団地の販売促進の取組を進

めてまいります。

以上、一般行政報告とします。

議 長 以上で、町長一般行政報告につきましては報告済みといたします。

●日程4 令和4年度 町政執行方針演説を行います。

町長。

町 長 (令和4年度町政執行方針演説をする。)

議 長 以上で、町政執行方針演説を終わります。

ここで、マイク等アルコール消毒のため、10時35分まで休憩といたしたいと思います。

(午前10時22分)

(午前10時35分)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●日程5 令和4年度教育行政執行方針演説を行います。教育長。

教育長 (令和4年度教育行政執行方針演説をする。)

議 長 以上で、教育行政執行方針演説を終わります。

両執行方針演説につきましては、ただいまをもって終結いたします。なお、両執行方針に対する質問につきましては、一般質問について執り行うことにいたしたいと思います。御承知願います。

ここで、マイク等アルコール消毒のため、暫時休憩をいたします。

(午前11時02分)

(午前11時03分)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程6 議案第3号から日程12 議案第9号までの7議案につきまして、関連がございますので一括提案をいたします。

●日程6 議案第3号 令和3年度南幌町一般会計補正予算
(第9号)

●日程7 議案第4号 令和3年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

●日程8 議案第5号 令和3年度南幌町病院事業会計補正予算(第3号)

●日程9 議案第6号 令和3年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

●日程10 議案第7号 令和3年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

●日程11 議案第8号 令和3年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第2号)

●日程12 議案第9号 令和3年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

以上7議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました 議案第3号から議案第9号までの7議案につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに、議案第3号 令和3年度南幌町一般会計補正予算(第9号)につきましては、歳出では、新型コロナワクチン接種事業費、病院事

業会計繰出金、除排雪経費の追加、職員給与費、長幌上水道企業団出資金、下水道特別会計繰出金の減額、歳入では、町税、普通交付税、南幌工業団地用地等売払い収入の追加、並びに事務事業の精査が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,078万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億2,805万3,000円とするものです。

次に、議案第4号 令和3年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳出では、保険給付費の減額、基金積立金の追加、歳入では、道支出金の減額、一般会計繰入金の追加が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,142万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,895万6,000円とするものです。

次に、議案第5号 令和3年度南幌町病院事業会計補正予算（第3号）につきましては、入院及び外来収益、一般会計繰入金、並びに事務事業費の精査が主な理由です。

その結果、収益的収入では、既定予算に10万9,000円を追加し、7億8,318万7,000円とするものです。収益的支出では、既定予算から13万円を減額し、7億5,785万2,000円とするものです。

次に、議案第6号 令和3年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳出では、職員給与費、江別市污水处理に係る経費負担金の減額、消費税額の確定、南幌関連工事負担金並びに地方債償還額の確定による減額、歳入では、江別市公共下水道事業起債償還分負担金、一般会計繰入金、下水道事業債の減額が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,977万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,558万7,000円とするものです。

次に、議案第7号 令和3年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出では、施設管理に係る委託料の減額、歳入では、一般会計繰入金の減額、繰越金の追加が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ34万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,689万3,000円とするものです。

次に、議案第8号 令和3年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳出では、介護保険システム改修費、保険給付費、地域支援事業費、並びに基金積立金の減額、歳入では、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、並びに一般会計繰入金の減額が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,845万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

れ8億1,532万7,000円とするものです。

次に、議案第9号 令和3年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の減額、歳入では、一般会計繰入金の減額、繰越金の追加が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ108万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,478万2,000円とするものです。

議案第3号につきましては副町長が、議案第4号及び議案第9号につきましては住民課長が、議案第5号につきましては病院事務長が、議案第6号及び議案第7号につきましては都市整備課長が、議案第8号につきましては保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
副 町 長

内容の説明を求めます。副町長

それでは、議案第3号 令和3年度南幌町一般会計補正予算(第9号)の説明を行います。初めに歳出から説明します。予算書20ページをごらんください。2款総務費1項1目一般管理費、補正額385万9,000円の減額です。電算機器管理運営経費で、入札執行残による委託料の減額。ふるさと応援寄附事業で、会計年度任用職員の採用を行わなかったため、関連経費を減額するものです。

3目財産管理費、補正額3,478万8,000円の追加です。公用車管理経費で、マイクロバス運転業務委託料の減額。財産管理経費で、減債基金積立金は、普通交付税において令和3年度分の臨時財政対策債償還経費として追加交付されたことから積み立てるものです。ふるさと応援基金積立金は、企業版ふるさと応援寄附金を積み立てるものです。

4目企画振興費、補正額151万6,000円の減額です。姉妹町交流事業で、新型コロナウイルス感染症の影響による人的交流事業の中止に伴う姉妹交流推進委員会交付金の減額。次ページ、協働まちづくり推進事業で、補助実績による減額。学生支援推進事業で、ガバメントクラウドファンディングによる寄附金の増に伴う委託料及び助成金の追加です。なお助成金の交付は大学3校、高校3校、専門学校1校となります。

9目職員給与費、補正額1,370万円の減額です。職員給与費で、職員の退職、異動分を精査するものでございます。次ページにまいります。

3項1目戸籍住民基本台帳費、273万3,000円の追加です。戸籍住民経費で、マイナンバーカード所有者の転入手続きワンストップ化に係るシステム改修費を追加するものです。なお、補正額全額を翌年度に繰越し、事業を実施するものです。

次に、3款民生費1項1目社会福祉総務費、補正額204万5,000円の追加です。国民健康保険特別会計繰出金で358万1,000円の追加です。詳細は、後ほど特別会計補正予算で説明いたします。

社会福祉総務経費で、あったか灯油支給事業の終了に伴い精査する

ものです。

2目障がい者福祉費、補正額506万3,000円の減額です。地域生活支援事業で、次ページにかけて、委託料で実績及び今後の見込みを含め減額。障がい者福祉経費で、扶助費の実績及び今後の見込みを含め減額するものです。

3目高齢者福祉費、補正額724万1,000円の減額です。介護保険特別会計繰出金で、詳細は、後ほど特別会計補正予算で説明いたします。

7目後期高齢者医療費、補正額600万6,000円の減額です。後期高齢者医療事業で、北海道後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金の確定に伴う減額。後期高齢者医療特別会計繰出金は、後ほど特別会計補正予算で説明いたします。

次に、2項1目児童福祉総務費、補正額112万4,000円の追加です。学童保育事業で、国の放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業による、令和4年2月及び3月分の報酬を追加。次ページ、児童生徒等医療費助成事業で、今後の見込みによる扶助費の追加。児童福祉総務経費で、令和2年度国庫負担金の確定に伴い過年度返還金を追加するものです。

2目児童措置費、補正額192万円の減額です。児童手当支給経費で、実績及び今後の見込みを含め減額するものです。

3目保育所費、補正額216万3,000円の減額です。保育所等運営補助事業で、国の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業による、令和4年2月及び3月分の報酬に係る運営費補助金の追加。一時預かり事業の実績及び今後の見込みを含め、扶助費を減額するものです。

次に、4款衛生費1項2目予防費、補正額236万8,000円の追加です。成人保健事業で、各種検診委託料の精査による減額。次ページ、新型コロナウイルスワクチン接種事業で、3回目のワクチン接種に係る委託料を追加するものです。

3目環境衛生費、補正額94万8,000円の減額です。南空知葬斎組合負担金の確定によるものです。

4目病院費、補正額1,050万4,000円の追加です。病院事業会計繰出金で、詳細は、後ほど特別会計補正予算で説明いたします。

次に、2項1目じん芥処理費、補正額49万9,000円の減額です。ごみ処理対策事業で、南空知公衆衛生組合、道央廃棄物処理組合負担金の確定によるものでございます。

3目合併処理浄化槽整備事業費、補正額164万8,000円の減額です。次ページにかけまして、合併処理浄化槽設置整備事業で、事業費の確定によるものです。

次に、3項1目上水道施設費、補正額3,669万円の減額です。長幌上水道企業団負担金で、事業費の確定によるものでございます。

次に、5款農林水産業費1項2目農業振興費、補正額1,043万3,000円の減額です。耕地利用高度化推進事業で、入札執行残による備品購入費の減額。農業経営高度化促進事業で、次ページにかけ

て、本年度分の事業費の確定と国の補正予算分をあわせて精査するもの
でございます。追加補正分810万円を翌年度に繰越し、事業を実施
いたします。

3目農地費、補正額1,560万2,000円の追加です。土地改
良事業経費で、入札執行残による委託料の減額、令和3年度道補助金
の採択に伴う工事請負費の追加。追加補正額は全額を翌年度に繰越し、
事業を実施いたします。公有財産購入費は、道央圏連絡道路整備に係
る鶴城地区農道用地補償費本年度分の確定による減額。負担金補助及
び交付金で、農業農村整備事業推進本部負担金及び国営かんがい排水
道央地区負担金の確定により、それぞれ減額するものです。農業集落
排水事業特別会計繰出金は、後ほど特別会計補正予算で説明をいたし
ます。

4目機場施設管理費、補正額2,213万2,000円の追加です。
機場施設管理事業で、需用費は、光熱水費及び修繕料の精査による減
額。次ページ、工事請負費は、本年度分の事業費の確定と令和3年度
道補助金採択分の追加をあわせて精査するものです。なお、追加補正
額全額を翌年度に繰越し、事業を実施するものがございます。

次に、6款商工費1項1目商工振興費、補正額1,524万3,0
00円の減額です。中小企業資金利子補給事業で、中小企業総合振興
資金利子補給補助金及び中小企業等経営支援助利子補給補助金をそれ
ぞれ事業確定により減額するものです。緊急経済支援事業で、次ペー
ジにかけまして、生活応援チケット事業、飲食店経営継続支援、小売・
サービス業経営継続支援、飲食店関連事業者支援、それぞれ事業費確
定により精査するものがございます。

次に、7款土木費2項2目道路維持費、補正額110万2,000
円の追加です。町道管理経費で、次ページにかけまして、入札執行残
及び事業費の確定による減額でございます。町道除排雪事業で、除排
雪委託料1,700万円の追加です。別途配布しております資料に基
づきまして、2月25日現在の状況を説明させていただきます。過去
の実績を基に説明いたします。一番右側に2月25日現在の状況を載
せております。累計降雪量につきましては6メートル60センチと昨
年同時期に比べ1メートル43センチ多くなっております。また、前
回の第8号補正予算で説明いたしました2月8日時点から2月25日
までの降雪量は1メートル18センチとなっております。なお3月7
日本日現在の累計降雪量は6メートル81センチでございます。本年
度に入り2度にわたり除排雪経費の補正をさせていただきましたが、
2月21日から2月24日の暴風雪の影響により除排雪経費の不足が
見込まれることから必要経費を追加させていただくものでございま
す。

予算書30ページにお戻りください。3項2目公園費、補正額15
0万円の追加です。公園施設管理事業で、新型コロナウイルス感染症
拡大による、緊急事態宣言の発令に伴い、公園施設等を閉鎖したこと
から、指定管理者協定に基づき、減収分を補てんするものございま
す。

3目公共下水道費、補正額1,256万8,000円の減額です。下水道事業特別会計繰出金で、詳細は、後ほど特別会計補正予算で説明いたします。次ページにまいります。

8款消防費1項1目消防費、補正額973万1,000円の減額です。南空知消防組合負担金を減額するものです。内容につきましては、消防費に関する明細で説明いたします。

43ページをお開きください。歳入、消防費、補正額800万7,000円の追加です。南幌支署改修事業確定に伴う地方債の追加。繰越金は令和2年度決算に伴うものでございます。次ページにまいります。

歳出、消防費、補正額192万4,000円の減額です。消防組合本部運営助成事業で63万6,000円の減額、消防南幌支署運営事業で128万8,000円の減額です。それぞれ事業費の精査によるものでございます。予算書31ページにお戻りください。

9款教育費1項3目教育振興費、補正額309万2,000円の減額です。少人数学級教職員加配事業で、北海道教育委員会が実施する少人数学級実践研究事業において、小学校第3学年まで対象が拡大されたことから、臨時教諭1名分の経費を減額するものでございます。教育振興費で、小中学校における新型コロナウイルス感染症対策として、国の補正予算による補助金を充当し、消耗品の購入に要する経費を追加するものでございます。なお、追加補正額全額を翌年度に繰越し、事業を実施するものです。次ページにまいります。

4項2目社会教育振興費、補正額127万2,000円の追加です。社会教育振興事業で、新型コロナウイルス感染症の影響により夏休み自然体験事業が中止となったため、子ども会育成連絡協議会補助金を減額するものでございます。

6目生涯学習センター管理費、補正額459万1,000円の減額です。生涯学習センター運営経費で、煙突解体工事に係る入札執行残を減額するものでございます。

次に、5項3目給食センター運営費、補正額26万4,000円の追加です。給食センター運営経費で、調理室蒸気管の修繕に要する経費を追加するものでございます。

次に、10款公債費1項1目元金、補正額27万4,000円の追加です。地方債償還元金の確定によるものでございます。次ページにまいります。

2目利子、補正額699万8,000円の減額です。地方債償還利子の確定によるものでございます。

次に、歳入の説明を行います。予算書14ページをお開きください。1款町税1項1目個人、補正額3,385万8,000円の追加です。

4項1目町たばこ税、補正額827万8,000円の追加です。それぞれ、現年課税分の収納見込みにより追加するものでございます。

次に、11款地方交付税1項1目地方交付税、補正額1億17万9,000円の追加です。普通交付税再算定によるもので、本年度の普通交付税確定額は22億8,338万5,000円となり、昨年度の交

付額より2億580万2,000円の増となります。

次に、15款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金、補正額1,022万9,000円の減額です。次ページにかけて、それぞれ事業費の確定により精査するものです。

2目衛生費国庫負担金、補正額336万8,000円の追加です。新型コロナウイルスワクチン接種に係る補助金でございます。

次に、2項1目総務費国庫補助金、補正額383万6,000円の追加です。1節総務管理費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、国庫補助事業の地方負担分に対して交付されるものでございます。2節戸籍住民基本台帳費国庫補助金、マイナンバーカード所有者の転入手続きのワンストップ化に係るシステム改修費に係る補助金でございます。追加補正額全額を翌年度に繰越し、特定財源として充当するものでございます。

2目民生費国庫補助金、補正額97万6,000円の追加です。保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業に係る補助金です。

4目土木費国庫補助金、補正額1,512万8,000円の減額です。それぞれ事業費の確定により減額するものです。

5目教育費国庫補助金、補正額90万円の追加です。小中学校における新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金で、追加補正額全額を翌年度に繰越し、特定財源として充当するものです。次ページにまいります。

16款道支出金1項1目民生費道負担金、補正額325万円の減額です。それぞれ事業費の確定により精査するものです。次ページにまいります。

2項2目民生費道補助金、補正額25万円の追加です。あったか灯油支給事業に係る補助金です。

4目農林水産業費道補助金、補正額2,854万2,000円の追加です。それぞれ事業費の確定及び道補助金採択分の追加をあわせて精査するものです。なお、農業経営高度化促進事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業につきましては、令和3年度道補助金採択分の追加補正額全額を翌年度に繰越し、特定財源として充当するものです。

次に、17款財産収入1項1目財産貸付収入、補正額50万1,000円の減額です。土地貸付料で、株式会社ファクトリーライズへの南幌工業団地工業用地売却に伴う事業用定期借地契約の解約によるものです。

次に、2項1目不動産売払収入、補正額1,463万6,000円の追加です。土地建物売払収入で、栄町4丁目の町有地304.26平方メートルを有限会社住設へ、南幌工業団地工業用地2,884.42平方メートルを株式会社ファクトリーライズへ売却したものです。次ページにまいります。

18款寄附金1項1目一般寄附金、補正額5万円の追加です。一般寄附金で、第11区 橋本 寛様より叙勲受章に対して寄附をいただいたものです。

3目ふるさと応援寄附金、補正額10万円の追加です。企業版ふる

さと応援寄附金で、東京都 株式会社丸嘉様より寄附をいただいたものです。

次に、19款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額1億7,745万円の減額です。財源調整を行うものです。

3目ふるさと応援基金繰入金、補正額218万1,000円の追加です。充当事業の精査に伴い、財源調整を行うものです。

次に、21款諸収入5項3目農林水産業収入、補正額338万7,000円の減額です。事業費の確定によるものです。

5目雑入、補正額1,019万4,000円の減額です。事業費の確定により精査するものです。次ページにまいります。

22款町債1項2目衛生債、補正額30万円の減額です。

3目公営企業債、補正額3,670万円の減額です。

4目農林水産業費、補正額2,180万円の追加です。

6目土木債、補正額1,280万円の減額です。

7目消防債、補正額20万円の追加です。それぞれ、事業の確定により精査するものです。なお、4目農林水産業債につきましては、農業競争力基盤強化特別対策事業、農業水路等長寿命化整備事業、水利施設長寿命化整備事業について、追加補正額全額を翌年度に繰越し、特定財源として充当するものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ5,078万5,000円を減額し、補正後の総額を74億2,805万3,000円とするものでございます。

次に繰越明許費の説明を行います。予算書7ページをごらんください。第2表 繰越明許費、子育て世代住宅建築費助成事業は、本年度交付予定であった9件について、新型コロナウイルス感染症等によるウッドショック等の影響による工期の遅延により年度内の完成に至らないことから、翌年度へ繰越し、交付するものでございます。歳出で説明いたしました戸籍等窓口事務事業につきましては、翌年度に繰越し、事業を実施するものです。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業は、家計急変世帯に係る申請受付が9月30日までとなっていることから、一部を翌年度に繰越し、事業を実施するものです。歳出で説明いたしました、農業経営高度化促進事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業、排水機場施設管理事業、学校保健衛生事業については、いずれも翌年度に繰越し、事業を実施するものでございます。次ページにまいります。

第3表 債務負担行為の補正の説明を行います。変更です。情報系システム譲渡契約、中小企業総合振興資金利子補給、教育用コンピューター備品譲渡契約について、変更前の期間及び限度額を変更後の期間及び限度額にそれぞれ改めるものです。事業費の確定によるものです。次ページにまいります。廃止です。中小企業等経営支援利子補給は、申請がなかったことから廃止するものです。次ページにまいります。

第4表 地方債補正の説明を行います。変更です。南空知葬斎組合伏古斎苑改修事業から南幌支署改修事業までの9事業につきまして、事業費の確定により限度額を変更するものです。なお、起債の方法、

利率、償還の方法の変更はございません。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

住民課長

続きまして、議案第4号 令和3年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

初めに、歳出から説明をいたします。8ページをごらんください。1款総務費2項1目賦課徴収費、補正額5万円の追加です。保険税のコンビニ収納などの件数の増加に伴い、収納に係る手数料を追加するものです。

次に、2款保険給付費1項2目高額療養費、補正額1,500万円の減額です。本年度の保険給付費の実績見込みにより減額するものです。

次に、3款国民健康保険事業費納付金1項1目医療給付費分、補正額はありませぬ。歳入の一般会計繰入金の追加補正に伴い、財源内訳を補正するものです。次ページにまいります。

7款基金積立金1項1目基金積立金、補正額346万8,000円の追加です。財源調整に伴い追加するものです。これにより令和3年度末基金残高は1億3,776万円となる見込みです。

次に、9款諸支出金1項4目特定健康診査等負担金償還金、目を新設し、補正額6万2,000円を追加するものです。令和2年度保険給付費等交付金の確定に伴い、特定健康診査等負担金に係る超過交付金を償還金として追加するものです。

続いて、歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。4款道支出金1項1目保険給付費等交付金、補正額1,500万円の減額です。普通交付金で、高額療養費保険給付費の減少に伴い減額するものです。

次に、6款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額358万円の追加です。国民健康保険基盤安定繰入金では、保険税軽減分に係る国・道・町の公費財政支援額の確定により追加するものです。

次の国民健康保険財政安定化支援事業繰入金では、地方交付税措置額の確定により追加するものです。

以上、歳入歳出それぞれ1,142万円を減額し、補正後の総額を9億5,895万6,000円とするものです。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

議 長
病院事務長

病院事務長。

続きまして、議案第5号 令和3年度南幌町病院事業会計補正予算（第3号）の説明をいたします。最初に3ページをお開き願います。収益的収入および支出のうち収入です。1款病院事業収益1項医業収益、補正額1,039万5,000円の減額です。

1目入院収益1節入院収益では、1月末までの実績を踏まえ、当初予算見込みの入院患者数を一日あたり40人から38人に、一人あたりの入院単価を当初予算見込みの2万3,000円から2万2,000円にそれぞれ補正し、3,066万円を減額するものです。

2目外来収益1節外来収益です。一日平均の外来患者数は1月末時点で57人と、当初予算見込みの58人をやや下回っておりますが、

単価が高い訪問診療やPCR検査の実施により、見込人数は補正せず、2,026万5,000円を追加するものです。外来患者一人あたりの単価は当初予算見込みの6,355円に対して、1月末で9,598円となっております。なお、一月あたりの訪問診療件数は、1月末までの平均で46件、PCR検査の合計実施数は同じく1月末で827件となっております。

2項医業外収益、補正額1,050万4,000円の追加です。

3目他会計負担金1節一般会計負担金で、企業債償還支払利息の確定により1万6,000円を減額するものです。

4目他会計繰入金1節一般会計繰入金です。一般会計繰入金のうち、特別交付税の措置額につきまして、昨年度に実施しました病床数の削減に伴う緩和措置などで2,052万円の追加となります。一方、資金不足に伴う繰入金はただいま説明いたしました特別交付税の追加などによりまして、当初予算額の6,000万円から1,000万円減額し5,000万円となります。以上により、1節一般会計繰入金で1,052万円を追加するものです。

続きまして、4ページをごらん願います。収益的収入及び支出のうち支出です。1款病院事業費用1項医業費用1目給与費、補正額493万円の減額です。主に、医療技術給で作業療法士が中途退職したことによる減額によるもので、1節給料では113万4,000円、2節職員手当等では、会計年度任用職員の期末手当の精査とあわせて79万6,000円をそれぞれ減額いたします。4節法定福利費、300万円の減額です。職員の給料及び手当等の支払実績に基づく精査によるものです。

2目材料費、補正額400万円の減額です。1節薬品費で、入院患者数の減などによる医薬品購入の実績減で同額を減額するものです。

3目経費、補正額670万円の追加です。8節燃料費では、燃料単価の増や大雪による正面玄関ロードヒーティング用灯油の使用増によりまして280万円を追加するものです。18節手数料では、主にPCR検査の増による300万円を、19節賃借料では、除雪回数の増により90万円をそれぞれ追加するものです。

5目資産減耗費、補正額210万円の追加です。1節固定資産除去費では、固定資産台帳に登載されております資産の精査により170万円を、2節棚卸資産減耗費では、使用期限切れの薬品の廃棄によりまして40万円をそれぞれ追加するものです。

5ページに入ります。2項医業外費用1目支払利息及び企業債取扱諸費2節一時借入金利息です。本年度は一時借入れを予定してございませんので全額となります25万円を減額するものです。

3目雑損失1節雑損失では、新型コロナワクチンの予防接種収入が消費税の課税対象であることから実績に基づきまして消費税納税分25万円を追加するものです。以上により、2項医業外費用は減額と追加が同額となりますので、補正額はございません。1ページにお戻りください。

第2条です。年間延患者数を既定予定数の14,600人から13,

870人に、1日平均患者数を既定予定数の40人から38人に、それぞれ補正するものです。

第3条です。収益的収入及び支出につきまして、病院事業収益の総額を既定予算額から10万9,000円を追加し、7億8,318万7,000円に。病院事業費用の総額を同じく既定予算額から13万円を減額し、7億5,785万2,000円に改めるものです。

第4条です。病院事業会計予算第7条に定めた経費のうち、給与費につきまして既定予算額から493万円減額し、4億7,176万1,000円に改めるものです。

第5条です。病院事業会計予算第8条に定めた、たな卸資産の購入限度を4,620万5,000円から4,220万5,000円に改めるものです。

以上で、議案第5号 令和3年度南幌町病院事業会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

議 長
都市整備課長

都市整備課長。

続きまして、議案第6号 令和3年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明を申し上げます。

初めに歳出から説明いたします。9ページをごらんください。1款下水道事業費1項2目管理費、補正額1,232万3,000円の減額です。2節給料から4節共済費は、担当職員の異動によります給与等の精査によるものです。18節負担金補助及び交付金は、江別市汚水処理に係る維持管理負担金の精査による減額、並びに江別市起債償還負担金の額の利率確定によるものです。次ページにまいります。

26節公課費は、消費税額の確定によるものです。

3目建設費、補正額740万円の減額です。18節負担金補助及び交付金は、江別市南幌関連工事負担金の確定による減額です。

2款公債費1項1目元金、補正額9万1,000円の減額です。

2目利子、補正額3万6,000円の追加です。いずれも、借入れを行っている公債費の利率確定によるものでございます。

続きまして歳入の説明をいたします。8ページをごらんください。

1款分担金及び負担金1項1目下水道事業負担金、補正額1万円の減額です。2節管理費負担金は、道住宅供給公社からの江別市公共下水道事業に対しましての工事負担金にかかる起債償還費の額の確定によるものです。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額1,256万8,000円の減額です。歳出の精査、及び歳入では、負担金、町債の確定により、減額するものです。

7款町債1項1目下水道事業債、補正額720万円の減額です。1節下水道整備事業債は、江別市南幌関連工事負担金が確定したことから減額するものです。

以上、歳入歳出それぞれ、1,977万8,000円を減額し、補正後の総額を1億9,558万7,000円とするものです。

次に5ページをごらんください。第2表 地方債補正の説明を行います。歳出で説明しました、江別市南幌関連負担事業の額が確定した

ことによる限度額の変更です。起債の目的、江別市南幌関連負担事業。補正前の限度額1,330万円を補正後の限度額610万円とし、720万円減額するものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更ございません。

続きまして、16ページをごらんください。地方債に関する調書につきましては、南幌公共下水道事業に対します地方債の現在高見込額を、今回の補正額にあわせて変更するものです。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

続きまして、議案第7号 令和3年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の説明を申し上げます。

初めに歳出から説明いたします。8ページをごらんください。1款農業集落排水事業費、1項1目管理費 補正額34万1,000円の減額です。12節委託料は、施設の維持管理業務の精査によるものです。

次に、歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。3款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額118万2,000円の減額です。歳出の精査、及び歳入では、繰越金の確定により減額するものです。

4款繰越金1項1目繰越金、補正額84万1,000円の追加です。令和2年度事業会計の繰越金の確定によるものです。

以上、歳入歳出それぞれ、34万1,000円を減額し、補正後の総額を1,689万3,000円とするものです。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

議 長
保健福祉課長

保健福祉課長。

それでは、議案第8号 令和3年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明をいたします。

初めに歳出の説明をいたします。10ページをごらんください。1款総務費1項1目一般管理費、補正額121万円の減額です。システム改修に伴う精査でございます。

2款保険給付費1項1目居宅介護サービス給付費、補正額2,250万円の減額です。

3目地域密着型介護サービス給付費、補正額1,870万円の減額です。

5目施設介護サービス給付費、補正額400万円の減額です。次ページにまいります。

7目居宅介護福祉用具購入費、補正額30万円の追加です。

次に、2項1目介護予防サービス給付費、補正額280万2,000円の減額です。

次に、6項1目特定入所者介護サービス費、補正額300万円の減額です。

12ページ中段にまいります。3款地域支援事業費1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、補正額400万円の減額です。以上、保険給付費、地域支援事業費の補正につきましては利用実績の精査に

伴うものでございます。

4款基金積立金1項1目介護給付費等準備基金積立金、補正額254万1,000円の減額です。財源調整に伴い減額するものでございます。

次に、歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。1款介護保険料1項1目第1号被保険者保険料、補正額 現年度分393万6,000円の減額です。被保険者数と保険料段階などの精査によるものです。

2款国庫支出金1項1目介護給付費負担金、補正額 現年度分1,960万8,000円の減額、過年度分89万円の追加です。

次に、2項1目調整交付金、補正額531万6,000円の減額です。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額80万円の減額です。

4目事業費補助金、補正額80万6,000円の減額です。システム改修に伴う精査によるものでございます。8ページにまいります。

7目介護保険災害等臨時特例補助金、補正額12万7,000円の追加です。新型コロナウイルスに係る保険料減免に対する補助でございます。

3款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金、補正額1,368万9,000円の減額です。

2目地域支援事業交付金、補正額108万円の減額です。

4款道支出金1項1目介護給付費負担金、補正額649万4,000円の減額です。次ページにまいります。

2項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額50万円の減額です。

6款繰入金1項1目介護給付費繰入金、補正額633万7,000円の減額です。

2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額50万円の減額です。

5目その他一般会計繰入金、補正額40万4,000円の減額です。歳入の補正の主な理由につきましては、歳出で説明しました保険給付費や地域支援事業などの精査によるものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ5,845万3,000円を減額し、補正後の総額を8億1,532万7,000円とするものでございます。

以上で、議案第8号の説明を終わります。

住民課長。

続きまして、議案第9号 令和3年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

初めに、歳出から説明をいたします。8ページをごらんください。2款後期高齢者医療広域連合納付金1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額108万9,000円の減額です。令和3年度負担金の確定に伴い、事務費負担金、保険基盤安定負担金をそれぞれ減額するものです。

議 長
住民課長

続いて、歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。3款繰入金1項1目事務費繰入金、補正額57万4,000円の減額です。事務費の確定に伴い減額するものです。

2目保険基盤安定繰入金、補正額66万7,000円の減額です。保険基盤安定繰入金の確定により減額するものです。

次に、4款繰越金1項1目繰越金、補正額15万2,000円の追加です。令和2年度繰越金の確定によるものです。

以上、歳入歳出それぞれ108万9,000円を減額し、補正後の総額を1億1,478万2,000円とするものです。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

議長

ここで、1時15分まで、暫時休憩をいたします。

(午前11時58分)

(午後1時15分)

議長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

午前中に補正予算の説明が終わっていますので、これより質疑を行います。

質疑にあたりましては議案ごとに行います。

初めに、議案第3号 令和3年度南幌町一般会計補正予算(第9号)の質疑を行います。

3番 熊木 恵子議員。

熊木議員

3点質問します。1点目は、21ページの学生支援推進事業について。先ほどの説明で大学が3校と、あとほかいろいろと言われていたんですけども、その応募件数の中身をもう少し詳しく説明いただきたいと思います。令和4年度の事業も継続になっているので、その辺でその応募した学校からはどのような声が聞かれているのか、それから本町の学生が在籍しないような学校もあったのかどうか、その辺伺います。

それから2点目は、22ページのあったか灯油支給事業です。先ほどの行政報告の中で480件の申請があり、支給決定は402件ということで、78件が不採択ということ。その中身を教えてください。

それからもう一つは、32ページの生涯学習センター運営経費の中の工事請負費、煙突解体工事なんですけれども、令和3年度の予算では3,400万円となっていました。これは減額になるんですが、実際にはいくらかかったのか、それをお尋ねします。

以上、3点です。

まちづくり課長

1点目の学生支援推進事業の学生・若者支援プロジェクトの内容についてお答えいたします。寄附先の学校につきましては7校ありまして学校名を申し上げます。札幌学院大学、せいとく介護こども福祉専門学校、函館ラ・サール学園、北海道文教大学、立命館慶祥高等学校、酪農学園大学、そして、とわの森三愛高等学校の7校となっております。実績といたしましては、ポータルサイトのふるさとチョイスのガバメントクラウドファンディングを通しまして、寄附者は124名、総額で513万4,731円の寄附をいただいております。目標金額

については500万円を設定しておりまして、達成額については102.6%となっております。学校からは、登録の際、こちらのほうの取り組みについて応援していただけると大変助かるということで申し上げていることとなっております。また寄附者からは、このような取り組みで学生たちに応援できるということで、共感して参加しているということの声をたくさんいただいております。来年度、令和4年度も実施しますが、基本的には寄附先の本年度の7校、プラスほかの学校にも声をおかけしまして、こちらの事業の取り組みの拡大を考えてございます。以上となります。

議長
保健福祉課長

保健福祉課長。

2点目のあったか灯油支給事業の不採択の内容について御説明いたします。まず、要件別でございますが、70歳以上の高齢者につきましては58件、障がい者につきましては12件、ひとり親8件、合計78件の不採択でございます。こちらの事業につきましては、該当する可能性があるお宅に個別通知でお知らせをしております、不採択になった理由といたしましては、非課税世帯ではないお宅からの申請が78件あったということでございます。以上でございます。

議長
生涯学習課長

生涯学習課長。

3点目の生涯学習センター煙突解体工事の実際の執行額でございますけれども、3,025万円でございます。

議長
熊木議員
(再質問)

3番 熊木 恵子議員。

学生支援について今お答えをいただきました。それで、もう1点お聞きしたいのは、本町の学生が在籍しているのかということか、その辺はどうかということをお答え願いたいと思います。次年度も継続して広げていくということと、それからやっぱり大変喜ばれているということでは、すごく成果だなと思いますので、その1点だけお願いします。

それから、あったか灯油のことでは、該当でなかった方、そこにも案内がいつてということですよ。それでその不採択、不採択というか、なった方には、どのようにして納得、納得というか、その辺で何か不満の声とかそういう声はなかったのかどうか、それ1点お願いします。

煙突工事のほうは、3,025万円ということですか。わかりました。

まちづくり課長
(再答弁)

本町の学生の通学という形ですが、札幌学院大学、北海道文教大学、立命館慶祥高等学校、酪農学園大学、とわの森三愛高等学校に在籍しているとおさえております。人数についてはちょっとおさえてございませんので御了承願います。

議長
保健福祉課長
(再答弁)

保健福祉課長。

先ほどのご質問についてお答えいたします。不満の声でございますが、私どもとしましては、該当されるであろう方に、皆さんに個別通知をしております。その中でQ&A方式で課税か非課税かというのを御自分で判断して、申請をしていただくようにしております。当初は広報のみで周知をと思っておりましたが、そうしますと目に触れない

議 長

場合もあるという可能性も考えまして、個別通知をしております。ただ、私どものほうでは、個人情報に基づきまして、税情報を事前に把握することが難しいため、該当するであろうと思われる方に通知をいたしております。その点で、御自分が課税か非課税か不明な方も申請に来ていただいているところで、このような現状になっているところでございます。不満の声は聞いてはおりません。

よろしいですか。ほかにありませんか。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第3号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第4号 令和3年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第4号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第5号 令和3年度南幌町病院事業会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第5号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第6号 令和3年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第6号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第7号 令和3年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第7号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第8号 令和3年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第8号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第9号 令和3年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第9号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本7議案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。採決にあたりましては議案ごとに行いま

す。

議案第3号 令和3年度南幌町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第4号 令和3年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第5号 令和3年度南幌町病院事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第6号 令和3年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第7号 令和3年度 南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第8号 令和3年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第9号 令和3年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程13 議案第10号から日程28 議案第25号までの16議案につきまして、関連がございますので一括提案をいたします。

●日程13 議案第10号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

●日程14 議案第11号 常勤特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 日程 1 5 議案第 1 2 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程 1 6 議案第 1 3 号 南幌町第 1 号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程 1 7 議案第 1 4 号 南幌町児童生徒等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程 1 8 議案第 1 5 号 南幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療と医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程 1 9 議案第 1 6 号 南幌町ふるさと物産館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程 2 0 議案第 1 7 号 南幌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 日程 2 1 議案第 1 8 号 南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程 2 2 議案第 1 9 号 令和 4 年度南幌町一般会計予算
- 日程 2 3 議案第 2 0 号 令和 4 年度南幌町国民健康保険特別会計予算
- 日程 2 4 議案第 2 1 号 令和 4 年度南幌町病院事業会計予算
- 日程 2 5 議案第 2 2 号 令和 4 年度南幌町下水道事業特別会計予算
- 日程 2 6 議案第 2 3 号 令和 4 年度南幌町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程 2 7 議案第 2 4 号 令和 4 年度南幌町介護保険特別会計予算
- 日程 2 8 議案第 2 5 号 令和 4 年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算

以上、16 議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第 1 0 号から議案第 2 5 号までの 1 6 議案につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに、議案第 1 0 号及び議案第 1 1 号につきましては、いずれも令和 3 年人事院勧告にかんがみ、議会議員、常勤特別職について、期末手当の支給率を変更するため、本案を提案するものです。

次に、議案第 1 2 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、令和 3 年人事院勧告による国家公務員の給与改定をかんがみ、本案を提案するものです。

次に、議案第 1 3 号 南幌町第 1 号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、令和 3 年人事院勧告にかんがみ、第 1 号会計年度任用職員について、期末手当の支給率を変更するため、また、放課後児童支援員等処遇改善

臨時特例事業の実施に伴い、本案を提案するものです。

次に、議案第14号及び議案第15号につきましては、いずれも医療費の全額助成の範囲拡大に伴い、本案を提案するものです。

次に、議案第16号 南幌町ふるさと物産館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、会議室の専用使用に係る使用料金を設定するため、本案を提案するものです。

次に、議案第17号 南幌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定につきましては、道路法施行令の改正に伴い、本案を提案するものです。

次に、議案第18号 南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本案を提案するものです。

次に、議案第19号から議案第25号までの7議案につきましては、令和4年度における南幌町一般会計予算及び各種特別会計予算であり、概要につきましては、別途配付いたしました「令和4年度南幌町各会計予算編成の概要」により、副町長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
副 町 長
議 長

予算編成概要の説明を求めます。副町長。

(予算編成概要の朗読により説明する。)

ただいま上程されました16議案の取扱いについてお諮りいたします。

9番 川幡 宗宏議員。

川幡議員

ただいま上程されました令和4年度各会計予算及び関連条例議案等につきましては、議長を除く10名による予算審査特別委員会を設置し、本16議案を付託し、休会中に審査してはいかがかと思っておりますので、議長よりお諮り願います。

議 長

お諮りいたします。ただいまの川幡 宗宏議員の御発言は、10名による予算等審査特別委員会を設置し、本案を付託し、休会中に審査するという御意見であります。そのように決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本16議案は予算審査特別委員会に付託し、休会中に審査することに決定をいたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の正副委員長についてお諮りいたします。

9番 川幡 宗宏議員。

川幡議員

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長には本間 秀正議員、副委員長には熊木 恵子議員の両氏を推薦いたしますので、議長よりお諮り願います。

議 長

お諮りいたします。ただいま、川幡 宗宏議員からの提案がありましたとおり、委員長には本間 秀正議員、副委員長には熊木 恵子議員との御発言であります。そのように決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって委員長には本間 秀正議員、副委員長には熊木 恵子議員と決定をいたしました。

以上で、本日予定しておりました全ての議案審議が終了いたしました。8日午前9時半まで延会としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって8日午前9時半まで延会といたします。

御苦労さまでした。

(午後 1時54分)

令和4年 第1回南幌町議会定例会（2日目） 会議録

令和3年3月8日（火）
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1番	内 田 恵 子	2番	佐 藤 妙 子
3番	熊 木 恵 子	4番	西 股 裕 司
5番	志賀浦 学	6番	本 間 秀 正
7番	石 川 康 弘	8番	加 藤 真 悟
9番	川 幡 宗 宏	10番	細 川 美喜男
11番	側 瀬 敏 彦		

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

4番	西 股 裕 司	5番	志賀浦 学
----	---------	----	-------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	斉 藤 隆	事務局主査	梶 田 健太郎
------	-------	-------	---------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	大 崎 貞 二	教 育 長	小笠原 正 和
農業委員会会長	鍋 山 洋 一	監 査 委 員	白 倉 敏 美

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	小 林 史 典	総 務 課 長	笠 原 大 介
まちづくり課長	藤 木 雅 彦	住 民 課 長	藤 田 雅 章
税務課長兼出納室長	原 田 光 一	保 健 福 祉 課 長	佐 藤 由 美 子
産業振興課長	鈴 木 潤 也	都 市 整 備 課 長	黒 島 滋 規
病院事務長	渡 部 浩 二		

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長	浅 野 茂
--------	-------

8. 選挙管理委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長）	笠 原 大 介
-----------	---------

9. 公平委員長の委任を受けて出席した説明員
公平委員会事務員（総務課長） 笠原 大介

10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員
農業委員会事務局長 砂田 隆樹

11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

議 長

おはようございます。

7日より延会となっております令和4年第1回南幌町議会定例会をただいまより再開いたします。

本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

●日程24 一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は4名でございます。

一般質問につきましては、通告順に行います。

7番 石川 康弘議員。

石川議員

今回、私は町長に1問質問いたします。新規就農者の受け入れについて。本町の基幹産業である農業は、水稻を中心に畑作経営も拡大しており、1戸あたりの平均面積は30ヘクタールを超え、道内有数の耕作面積を有しています。しかしその反面、農家戸数は年々減少しており、令和3年度の農家戸数は160戸、農家人口は691人であります。このままだと、あと10年後には100戸ほどになるのではないかとされており、今後いかにして農家戸数を維持していくか、JAをはじめ町内の農家もとても心配している状況であります。

本町での新規就農者は、親元就農と農業生産法人に就職する形で毎年誕生してはいますが、それでも離農者数を補うほどの数ではありません。新規参入を希望する就農者に対しては特に何も行っていないのが現状だと思います。それは、農地を求める既存の農業者が多いため、新規の方に紹介するほどの農地がないのが一番の理由なのですが、例えば、農業生産法人や大規模農家から土地を借りて就農するような機会は作れないものでありましょうか。町と農協等が新規参入就農者を求める体制がなければ、就農する機会が生まれないのではないかと思います。本町は住宅地だけでなく農業をしようとする人にも魅力ある土地柄であるだけに、受け入れ体制の設置が必要ではないでしょうか。

今後、国の政策次第で農地売買の流れが変わる可能性もあり、離農する人が増えるなどその時になって慌てることのないように、今から新規就農者の受け入れ体制を整えておく必要があるのではないかと思います。お考えを伺います。

議 長
町 長

町長。

新規就農者の受け入れについての御質問にお答えします。親元就農をはじめ新規就農者を確保することは、持続可能な農業を推進する上で大変重要であることから、新規就農支援招致サポート事業や新規就農支援住宅の設置などのほか、本年度から新たに、担い手対策奨励事業を実施します。

本町においては、農業生産法人や大規模農家の経営規模拡大の志向が強く、新規参入希望者が農地を求めにくい現状です。

新規参入者が農業経営をしていくためには、認定新規就農者として認定を受けるほか、農地の確保、技術や経営能力、資金の確保等が必要となります。

町内において、先進的な事例もあることから、担い手育成総合支援協議会を中心に、農業生産法人での雇用就農や研修の紹介を行うとともに、農業者に対し、新規就農希望者の研修の受け入れや、農地の確保などのアンケート調査を行い、新規就農者の確保に向けた取組を進めてまいります。

7番 石川 康弘議員。

議長
石川議員
(再質問)

今回この質問をするために、栗山町の取り組みを聞いてきました。そこでちょっと栗山町についてお話ししたいと思います。栗山町には町、農協、農業委員会、改良区、普及センターなどで組織する栗山町農業振興公社があり、新規就農者の受け入れから農業研修、そして就農への支援を行っており、今までに独身3人、夫婦15組の33名の人が入植されているそうです。栗山町では、毎年全国で行われる新・農業人フェアやマイナビ就農フェストなどのイベントに、年十数回出向いて面談したり、農地を担当する農業委員との懇談、面談会、農業体験会を随時開催するなどして、積極的に新規就農者受け入れの推進を行っています。就農希望者は、まず公社において面接を受け、農業に対する意欲を確認されます。そして、研修期間は公社が管理している住宅、7棟12戸を利用することもでき、短期農業体験者には家財道具がそろった専用宿泊施設もあるということです。研修先農家は本人が学びたい作物を栽培する農家にできるだけ沿えるようあっせんしてあげ、特に指導農業士などの資格の有無にはこだわっていないということです。2年間の農業研修の間は、地域おこし協力隊事業を活用した支援や国の次世代人材投資事業資金（準備型）という支援制度などでサポートしているそうです。また、地域になじんでいけるか研修先農家との人間関係、地域農家からの信頼度を研修期間の中で公社が確認していきます。そして研修を修了し、農地を取得し、就農するにあたっては、農業委員会に5年間の農業計画を提出し、農業委員が現場を視察、審査するようになっているそうです。新規就農者のほとんどは、施設、露地などの野菜づくりを希望しており、平均2から3ヘクタールほどの面積規模で営農を行っています。出荷先は、自分で売りたいとする人が多いようですが、農協の出荷については独禁法の絡みもあり縛りはありませんが、5割の方が農協だそうです。年齢は30代から40代、出身地は道内をはじめ、関東、関西、九州など全国から来ており、元農水省職員や国立大学卒業など高学歴の人もいるそうです。公社では、毎年一般農家に向け意向調査をしたり、農業委員が仲介し情報を仕入れて農家の動向をおさえているそうです。このように、栗山町では農業者の減少をおえるため、いろいろなサポート体制を組んでおり、全国から優秀な人材を集めていることから見ても大いに見習うべきではないかと思います。確かに、中山間地という地形や古くから野菜農家が多いという環境が南幌町とは違うところがありますが、本町としても本町なりのやり方で取り組むことができるの

ではないでしょうか。このような取り組みは、栗山町だけでなく、ほかにもたくさんあります。隣の石狩管内にある道央農協では、公益財団法人として農業振興公社を設置して、公社所有の農地1,006ヘクタールの圃場で、1年間基礎的知識の習得と栽培トレーニングを行い、2から3年目には地域の農家の圃場で一緒に作業しながら学び、実践経験を積み上げ、地域の人との信頼関係を構築する研修を行っているそうです。

また、当別町では、花卉栽培農家を主体とした新規就農者を募っています。そして、第三者継承希望農家募集と掲げ、地域の農業を守りたいと。長年培った技術を次世代につなげたい。もう使わない農機具があるので活用してほしいといった農家と新規就農希望者をつなぐ事業を行っているそうです。本町にも町の特産品を生産する人やこだわり栽培を行い、全国的な活動をする人などいますが、その人の代だけで終わらせるのではなく、後継ぎはいないがこの作物を後世につないでいってほしいと本人が希望するならば、その橋渡しとして、当別町のように第三者就農制度を利用して新規就農者を募り、育て、受け継がせてはいかがかと思うのです。そして、地域おこし協力隊の制度を活用し、就農者の研修期間の生活や就労に向けてバックアップしてあげるのはいかがでしょうか。

地域おこし協力隊は、地域ブランドや地場製品の開発、地域おこしの支援だけでなく、農林水産業への従事、住民支援などを行いながら、その地域への定住、定着を図ろうとする総務省が決めた制度です。この制度を活用することで、就農希望者の支援や農業者の確保につながるうえで大いに役立てるのではないかと思います。第三者就農だけでなく、研修を受けた新規就農者へあっせんする農地については、町内にある農業法人や大規模農家から例えば30アールとか50アールほどでも借り受け、就農の機会をつくり、軌道に乗れば徐々に拡大していく手助けをしてもいいかと思えます。新規で農業を行うにも、資材や農機具など最低限の準備は必要ですから、その手助けを農業法人や大規模農家の人たちからの支援があるならば可能ではないかと思えます。そういったことも含めて、本町でも町や農協、農業委員会、普及センター、農業法人会などが手を組んで取り組むことができないものか、改めてお伺いいたします。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

まず、現在の離農戸数、また新規就農者、経営規模の状況について、ちょっとお答えをしたいと思います。直近5年間での離農戸数は15戸で、新規就農者は、農業生産法人を含め18名就農がされております。毎年、3、4名がUターンなどで親元就農や農業生産法人への雇用就農しており、全国的に後継者・担い手不足が叫ばれる中では、現時点では比較的確保されているほうではないかなというふうに思っております。農業経営者の年齢も39歳以下の方が全体の14%で、その割合は以前よりは上昇傾向でございます。また、経営規模につきましても、個人、法人あわせると、議員言われたとおり31町で大規模化が顕著でございますが、生産者並びに関係者の御努力によりま

して、耕作放棄地については現在発生していない状況でございます。加えて、経営規模につきましては、2年前の農業振興ビジョンの策定時に行ったアンケート調査でございますけれども、現状維持または規模拡大の志向は個人経営で76%、法人では100%というような状況でございます。

町の今までの相談といたしますか、そういうケースでございますけれども、就農相談でございますが、年に2件程度の就農相談がございます。やはり、施設栽培や有機栽培などを目指すケースが大半でございます。札幌などの町外からの通い型の就農を目指す方も多くございます。その中で、まずは実体験としまして、法人などへの就農研修を進めておりますけれども、なかなかそこまで行きつけないのが現状でございます。やはり、自身の思いと実際の農業の現実に差が出てくるのかなというように感じてございます。先ほど議員の言われました第三者就農制度、これは否定するものでもございません。

地域おこし協力隊につきましては、以前JAさんとも協議をしたことがございまして、また、このたびの第6期総合計画後期基本計画の中でもずいぶん庁内で検討をいたしました。いずれにいたしましても、野菜などの施設栽培であっても、やはりその生活レベルを維持するための農業所得を確保するためには、生産機具や労力、営農技術など高いハードルがあるものと思います。しかし現在、町内でもそういうことにチャレンジされている新規就農者の方もおられます。非常に頑張っておられると思います。町のほうとしましては、まずはそのような新規参入者に対しまして、実際にそのような農地が存在するのか、または出し手がいるのか、または研修の受け入れなどが可能なのか、その辺のアンケート調査を進めてまいりたいと考えております。

7番 石川 康弘議員。

議 長
石川議員
(再々質問)

御答弁いただき、ありがとうございます。いろいろ調査はしていただいているということは御理解を察する次第であります。ただ、いかんせん、今はまだ良くても、さっきも言いましたように、これから先どういうふうな形になるかわからないということで、そういうことも危惧しながら今から体制を整備すべきではないかというふうなことでお話をさせているところでございます。本町の今の160戸の農家のほとんどは、米、麦、大豆をはじめとした政府管掌作物を栽培していて、一見安定しているかに見えますけれども、ころころ変わる国の農業政策に毎年振り回されているのも現状であります。ならば、有機栽培や蔬菜、花卉などの高収益作物に取り組んでみてはというふうに思うんですけども、経営面積が広すぎることや米麦中心の土地利用型経営のため、なかなか集約型農業に切り替えるというには踏み込むことができない、そういった人が多いのが現状であります。これでもし、国の政策が大幅に見直されて補助金や交付金が削減されたとしたならば、経営が成り立たなくなる、離農する人が増えるということも十分心配するところであるわけです。先ほどもおっしゃっていましたが、でも、蔬菜や花卉など高収益作物、確かに面積も然りでしょうけれども、集約型作物はさほどそんなに面積も要さない、その中で、高収益をあ

げて十分やっている人も多くいるわけですし、そういったことから考えても十分考えあわせるべきではないかなというふうに思います。農業法人に就職して、そこから独り立ちする方法というのがありますけれども、今の法律の中では妨げとなるものがあると聞きます。それらの法律改正に向け国に働きかけてほしいところでもありますけれども、特区制度を使って本町独自の新規就農制度を行ってもいかがかなという思いもあります。とにかく豊かな自然と景色、都会や空港にも近いというこのアクセス、そして大消費地に近いという、これがやはりこの町に対しての農業者にとっても同じような魅力として感じているところではあります。先ほど紹介した栗山町や当別町だけでなく、トマト農家を求めている平取町やメロン農家の富良野市、スイカ農家の北竜町、また南幌と似たような農業環境の新篠津村だって新規参入就農者を求めて情報発信しているんですから、もっと本町も力を入れていくべきではないかと思えます。いずれにしても、新規就農者問題は町だけではなくて、関係機関が一緒になって取り組むべき問題であると思えます。既に農協ともいろいろ検討されているということでしたけれども、本当に将来のことを考える中で、これから先、本当に100戸足らずの農家だけでこの農業地帯をおさめていくつもりなのか、再度お考えをお伺いしたいと思います。大規模農家だけではなくて、小規模農家と混在した中での南幌の農業、農村地帯というのが理想的なものではないかと思うだけに、改めてお伺いいたします。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。

石川議員の再々質問にお答えします。農家戸数のお話がありましたけれども、現在のこの規模拡大志向につきましては、私は当面の間は続くものと考えております。したがって、対象農地はなかなか出てきにくいのかなというように思います。議員言われたように、本町の農業は、今まで水稻を中心とした輪作体系の確立によりまして持続的に発展し、特に本年は経営の安定化が図られていると思えます。その多くが土地利用型でございまして、後継者は親元就農やUターンなどにより経営継承するケースが大半でございまして、そのことが全てではございませんが、結果、生産基盤の確保、また経営の安定化に大きく影響することによりまして、土地改良事業なども円滑に進んでいるのではないかなと思っております。本町で新規就農を考えた場合、議員言われるように水稻につきましては農地や生産基盤の確保などから非常に厳しい現状であるかと思えます。多様な農業が理想でございすけれども、そのような背景もあって、過去から本町ではなかなか新規就農が増えてこないのが実態であろうかなと思えます。先ほども申し上げましたけれども、しかし、町内でチャレンジされている新規就農者もおられますので、その可能性を確認するためにも、まずはそのアンケート調査を行ってまいりたいと思っておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

議 長
熊木議員

以上で、石川 康弘議員の一般質問を終わります。

次に、3番 熊木 恵子議員。

本日は教育長と町長に質問いたします。

まず教育長に、生涯学習の新たな機会の開設について質問いたします。新型コロナウイルス感染症の拡大が長期化する中で、町民の生涯学習や文化行事への参加の機会が失われ、自分らしく生きがいとゆとりのある生活ができていない方も多いのではないのでしょうか。執行方針の中で、「今日的課題に関する講座の開設など、だれもが安全で安心して参加できる学習機会を提供できるとともに地域の人材情報の共有と活用を一層図ることで、町民が生きがいをもって活動できる機会の創出に努めてまいります。」と述べられていることは町民に希望を与えるものと感じます。コロナ禍であらゆる学習の機会が減少しましたが、このような時だからこそ参加したくなるような魅力的な内容の講演会や、音楽、郷土史、文学などに触れ、人と人とのコミュニケーションが図られ、人生を豊かに過ごせるような町民の学習、研鑽となる講座の開設を計画的に進める必要があると思います。町内には優れた人材が多数おり、多様な学習要望に力を発揮していただけるものと思います。社会教育の推進は町民の一人ひとりが生涯を通じて生き生きと学び続けることを応援することにつながります。新たな講座の開設により参加者が自らサークルなどを創設し、文化の向上につながる企画をどのように考えているか伺います。

議 長
教 育 長

教育長。

生涯学習の新たな機会の開設についての御質問にお答えします。本年度より「一人ひとりの『やってみたい、知りたい、学びたい』をつなげよう みんなで楽しく創る なんぼろの社会教育」を基本理念とした第4期社会教育中期推進計画がスタートします。

この計画に基づき、コロナ禍においても、町民の皆さんの一人ひとりの生活をより豊かにし、幸福感が得られる学びの場を提供しなければならないと考えます。

新たな講座の開設については、軽登山やトレッキングなどのコロナ禍における新しい生活様式を取り入れた活動や、インターネット、スマートフォンを活用した、高齢化社会をより豊かにするための講座など、今日的な課題に対応した生涯学習に取り組むため、生涯学習講座の企画・運営に関わっている、ふるさと南幌みらい塾運営委員の意見や各講座の参加者からのアンケートなどを参考に、より多くの町民を対象とした講座内容を検討してまいります。

議 長
熊木議員
(再質問)

3番 熊木 恵子議員。

再質問いたします。ただいま教育長に答弁いただいて、大変共感するところが多いです。執行方針に掲げられている内容で大変評価できるのと、具体的なのはどのように進められるのかということで質問をして、その今日的課題の内容について今、答弁いただきました。文化的なものとかを私よく割と多く質問の中に組み入れたんですけども、やはり今、今日的課題というところで、軽登山とかトレッキング、そして高齢化社会においてインターネットとかいろいろスマホを使った講座とか、そういうものは本当に求められていると思います。ですから、それを計画的に組み入れた形でやっていただけると、すごく参加する方が、この後いろんな形で希望を見出せると思います。このコ

コロナがもう2年も続いて、本当にいろいろ、いろいろな面で疲弊して希望を失われているという中では、やはりこういうことを町が示すということで、本当に町民が勇気を持って今後活動していくということにつながると思います。そこで、大人も子どもも皆そうですけども、ネットとかいろいろそういうものをやる中で、やっぱり今、人と人とのコミュニケーションが本当に大事だということに、皆さん気づいておられると思うんですよね。そういう中で、やはり教育委員会、先ほど社会教育のことで、前回の教育大綱のときにまとめられたものも示していただきました。そういう中でも、やっぱりこの大事なことというのは、コミュニケーションを図ること、それが一番大事だということが示されていたと思います。そういう中で、やはりいろんなものを計画的に組み込んでいく、それが大事だということを改めて思います。それで、例えば芸術文化活動の中で、以前、中学校で私、前にも質問いたしましたけれども、クラシックの音楽会などもありました。それは毎年交代でとか、いろんな形で組み入れているんですけども、そういう単発的な文化行事というものも、やはり今だからこそ本当に求めていると思うんですよね。それで私が思うのは、町内に本当にいろいろな多様な活動をされていて、いろんなことをやられておられる方がおります。そういう人方を、本当に発掘というか、いろいろ活動やっているんですけども、なかなか町民がそれを共有できないということが残念だなと思います。そういう意味では、以前、うたポロというのがありましたよね。そこに参加されていた方から、発表会などいろいろとなっていたんですけども、なかなかコロナで継続できなかったということもあって、非常に残念だという思いを持っている方からお話を聞きました。参加された方は、介護をしながら生活をしていて、何とか時間をつくってうたポロに参加することを唯一の楽しみにして、その時に普段なかなか声を出すということが、若い頃と違ってできなくなっていたので、改めてその声を出すことの大切さ、そして全く知らなかった人がそこで知り合って人間関係を深めていくということで、大事なことに気づいたと言うんですよね。それをぜひ継続してほしいなという思いを訴えられていました。ふるさと未来塾など、そういう長期的な講座などはあるんですけども、なかなかそれにずっと会員として参加していくということがなかなかかなわない人にとって、年間スケジュールのようなもので、こういうのがありますという単発的にそういうものを選んで参加していくということにつながるのではないかなと思いました。それから町のホームページの中で、例えばピアノ教室をやっておられる方、それからその中でマリンバを教えている方、そこに習っている子どもさんの声なども紹介されていて、町内にそういうような方がいるということを私もそれを見て、何かそのマリンバの演奏など、そういうミニコンサートみたいなものを何か開いてもらえると、その文化を共有していくということにつながっていくと思います。ですから、そういうことも、ぜひ新しい生活様式を取り入れた形の文化的な課題というものに取り組んでほしいなと思います。

それと、文化的なことと言うと、いろいろ時代とともにいろいろ変わっても行くんですけども、以前、切り絵や書道教室など水墨画など、そういうような講座も開催されていきました。近年なかなか、コロナの以前からそういう講座というのを新しいものはなかなか開かれていなかったように思います。やっぱりそういうものに参加した方が新たに自分たちで教室というか、継続していくという小人数のそういうものをつくっていくことにつながると、それがやっぱり町民の文化度を上げていくということにつながると思うんですよね。ですから、そういうこともぜひ考えていただきたいのと、その考えがあるのかも伺いたいと思います。

また、先ほど町内にたくさんの方がいらっしゃるところで、昨年の文化展、毎年やられていて、なかなかコロナで大変な中で開催されていたと思いますけれども、年々文化展に参加するサークルや出品数なども減少しているように思います。文化展の中で、やっぱりサークルの存続が困難になってきたということで、残念ながら会を解散したんだよねと、だから今度は個人で参加するしかないというような話も伺いました。少人数であっても何とか継続して行って、それを後継者というか、そういうものをつないでいくということも大事なことだと思います。今年、町の文化協会が50周年ということで、やはりそれを続けてきたということは本当に会員の皆さんの努力とそして協力の賜物であるということは本当に間違いないと思います。その文化協会も、やっぱりずっとつないでいきたいけれども、なかなか会員が集まらないという声も聞かれます。それでも近年、小学生がそういうものに参加したりなどということでもちょっとずつ盛り上がっているということもお聞きしますので、そういうことをぜひ後押ししていくという意味で、町の果たす役割はすごく大きいと思いますので、その辺をちょっと伺いたいと思います。

議長
教育長
(再答弁)

教育長。

熊木議員の再質問にお答えいたします。やはり熊木議員が言われるように、この状況の中で、それぞれ皆さん行動に制限が設けられて、活動がしにくい状況でございます。それで、人と人とのコミュニケーションというお話が出ましたけれども、やはり私もですね、教育委員会の講座なり、各団体の会合に出させていただいても、これをやりたいんだよねと、皆で集まって一緒にお話をしたいんだよねとか、運動したいんだよねなどとよく聞いております。本当に大事なことだと思います。そういったことから教育委員会としましては、これからの町民の活動できる場として、先に申し上げましたように、ぼろろを中心として、あるいは社会体育、社会教育施設を活用しながら進めていくわけですけども、それぞれその場所で活動されている方などにもアンケート調査を実施して、今、皆さんは何をしたいかということを広く声を拾って、その中でできるものを取り組んでいきたいと。例えば、先ほどは登山などと申し上げましたけども、そういったいろんな活動をしていく中で、これを私たちが継続的にやっていきませんかという、それが一つのサークル活動にもまたつながっていくのかなというふう

に思っております。そういったことから、町民の声を広く吸い上げながら、今後も活動したいと思っております。

それから、文化サークルといいますか、町内で個人的にいろいろな活動をされている、あるいは技術を持っている方がおられます。先ほど例に出されましたようにピアノなど、いろいろな楽器ができる方、あるいは民謡を教える方、いろいろいるわけです。そういった方々には、やはり教育委員会としましても、活動できる場を広く提供していきたいなと思っております。ですから、そういった例えばですけれども、音楽的なものであればそれに関係する個人、団体に発表の場をつくっていきなすと思っております。そういったものを広く町民の方々に見ていただきたいと。出演される方についても引き続き良く思っております。また、文化協会は50周年を迎えるにあたって、この長い間感謝を申し上げるところでございますけれども、この文化協会の中でもやはりいろいろな活動が少なくなってきたのかなと、私も作品展を見て感じました。ただ、このコロナが収束してくれば、またやってみたい、活動したいという方も出てくると思っております。そのようなことの期待を持っているわけですが、中でも、例えば子どもたちへのこれからの文化の伝承ということを考えますと、学校では、俵積み唄や南幌太鼓、南幌音頭などといったものを学校行事の中でそれぞれ団体のほうにお願いして発表していただき、子どもたちもそれを覚えていただくということも行っております。そういったことで、文化の灯を消さない活動をこれからもしてまいりたいというように考えております。

議 長
熊木議員
(再々質問)

3番 熊木 恵子議員。

御答弁ありがとうございます。再々質問させていただきます。今、教育長が言われたように、活動の発表の場というのは本当に見る人も、自分たちが発表の場にいる人も、やはりそこでいろんな鍛錬をしながら発表していく。それがやっぱりすごい感動を呼ぶものだと思います。すごく大事なことだなど改めて思います。先ほど、子どもたちへの文化の伝承ということで今、取り組まれているということで、南幌町の優れたもの、俵積み唄や南幌太鼓などそういうものが、やっぱり今改めて日本の文化、そして南幌の文化ということで、それを継承していくということは本当に大事ななと思います。それで、いろいろ町内の多様な技術を持っている方やそういう方のお話など、いろいろ役に立てて町民を元気にしてほしいという願いの中に、昨年、同僚議員の御案内で、南幌高校の校長先生のSDGsの講演というか、高校生向けのお話を聞きました。その時に目からうろこというか、本当に若者言葉で高校生に話をして、すごくわかりやすい内容の話だったんですよ。それを聞く機会を得て、こういうものをぜひ町民に、100人などたくさん集めなくても、とにかくこういうことに関心ありませんかというような講演をしていただくなど、そういうのはすごく良いことだなど思いました。以前、南幌町の出身のノーベル賞にという方が、田んぼで電池の何かそういうお話も聞いたことがあったんですけども、やっぱり普段の生活の中で、全く知り得ないことや接点のないこ

とで知識などそういうものを身につけるといことはすごく大事な
ことだなと思って、それを町民の宝というか、そういうものにしていく
のがいいのではないかなと、その講演を聞いたときに思ったんですよ
ね。ですから、そういうものを、先ほどアンケートも取られるとおっ
しゃっていましたがけれども、やっぱり町民からもこういう町内で活動
している、こういう人の演奏を聞きたいなど、そういうものを出して
いただいて、それを今すぐはできないかもしれないけれども、長期的
なスパンで考えて計画を組んでいくということを取り入れていったら
いいのではないかと本当に思います。

それから、ぽろろがリニューアルして、郷土資料館の中もいろいろ
展示も変えたりしています。やっぱりその郷土資料館の中で、南幌郷
土誌の会員の方々がやはり日々努力されて研鑽していると思うんです
よね。小学校などは学校の授業などの中で郷土資料館に行って学習す
るということをやられていると思うんですけれども、なかなか町民も、
1回行ったらなかなか行かなくなるというのがあると思うんですよ
ね。それから新しく南幌町に引っ越してこられた方もやはり南幌の歴
史を知るという意味で、何か郷土資料館をめぐるツアーというか、そ
ういうのをやりながら町内の史跡をめぐるなど、そのようなことも新
しい取り組みとして取り入れたらすごくいいのではないかなと感じま
した。それから、ぽろろの図書も少しずつ充実してきていて、昨年も
好評だったお年玉というか新年の企画で、いろんなジャンルのもの
を選んで借りるという福袋みたいなものを用意されて、やはりそれも今
回もすごく好評だったと思うんですよね。そういう中で、今、子ども
の図書館の利用や大人の利用などもすごく多くなっていると思うん
ですけれども、今、高齢者ばかりではないですが、音読、声に出して読
むとか、集団でと、そういうのもすごく今は人気というか、それが脳
の活性化などにもつながるといことで紹介されています。だから、
その文化というか文学、何かそういうものを知る機会になるというこ
とで、いろいろ提案してあれなんですけれども、そういうこともアン
ケートに寄せられてくれるとすごくいいなと思うんですが、そういう
ことも計画の中で組み入れていってはどうかと思います。あと、町が
開催する講演会など、とにかくコロナによってなかなか収束なくて、
いろんなことが計画できなくなっていることでは本当に残念に思いま
すし、そこの中で取り組んでおられる教育委員会などいろんな団体が
本当大変苦労しながら、コロナ収束後にはということ、希望を持て
るような計画をそれぞれの団体も組んでいると思います。ですから、
そういう中でいろんなものを組入れながら、ぜひ町民に啓蒙して、参
加を呼びかけるということを引き続きやってほしいと思います。先ほ
どの答弁の中でもありましたけれども、意気込みというかそういうの
がもしあれば伺いたいと思います。

教育長。

熊木議員の再々質問にお答えいたします。まず南幌高校の関係、最
初に質問がございします。昨年、「南幌学」ということで、改善センター
のほうで高校生が町民に向けての発表の場がございました。なかなか

議 長
教 育 長
(再々答弁)

コロナ禍の中で参加人数も少なかったかなという気はしております。改めて南幌高校のほうに、町民に対して学校での活動を発表できる場をできないかどうか、今一度、学校長と協議させていただきたいと思っております。

それから、郷土資料の展示関係につきましては、やはり今、この展示施設、なかなかその更新が難しい状況でございますけれども、昔の南幌町のビデオなどをホールのほうで今時期を変えながらいろんなビデオ上映をしております。そういったことで、昔の南幌町はこういう町だったんだよということを町民がわかるような形に啓発を今はしております、少しでも町民の方に、まずは足を運んでいただくことが大事なのかなと。その中で、郷土資料室をこういうふうにはいかがですかという意見があれば、これもまた教育委員会の中で検討をしたいと考えてございます。

最後に私の思いといいますか、今後の考え方をお聞きになりました。コロナ禍で、これまで2年間、本当に各事業や教室、あるいは大会の中止や縮小など社会教育活動が本当に大きく制限されてきて、学習機会が少なくなっております。このような状況ではありますけれども、これからの生涯学習につきましては、さらに、先ほど申し上げましたICTを活用しながら、今まで以上に多様な、より多くの町民によります対面、あるいは非対面も集い、また学び、そして、孤立することなく社会につながり続けていくことが求められていると思っております。コロナの収束が見通せない、閉塞感が漂っている状況だからこそ、町民の要望にこたえる、新しい集い、学び、あるいはつながりを求めて、生きがいの持てる人生100年時代、これに向けた生涯学習活動をしてまいりたいと考えてございます。

熊木議員

それでは2問目に移ります。

気候変動に対する町の対策は。町長に伺います。

地球の温暖化は極めて深刻な状況で、本町でも毎年豪雨や暴風、猛暑、今年の大雪被害など異常気象による災害が発生しています。国は公共施設の脱炭素化の取り組み等の推進として、令和3年10月に改訂された地球温暖化対策実行計画において、地方公共団体は政府実行計画に基づき率先的な取り組みを実施することとし、脱炭素化の取り組みを計画的に実施できるよう「公共施設等適正管理推進事業費」の対象事業に新たに「脱炭素化事業」を追加しています。令和4年度から令和7年度の事業期間で地方財政措置を講じるとし、財政措置は地方債として充当率90%、財政力に応じて当該負担の30%～50%について交付税措置されるとなっております。

国連の気候変動に関する会議では、2030年までにCO2の削減を45%削減し、平均気温の上昇を1.5℃まで抑えることを世界に呼びかけました。その達成のためにはエネルギー消費量の削減と、二酸化炭素を排出させない再生可能エネルギーの普及が要となると報告されています。

本町では、公共施設の温暖化対策として、あいくるや役場庁舎の改修に伴い実施されていると思っておりますが、地球温暖化対策実行計画の内

容について、次の4点伺います。

- 1つ、計画の進捗状況は。
- 2つ、本町として2030年までの削減目標は何%か。
- 3つ、公共施設、街路灯のLED化の実現状況は。
- 4つ、全町民をあげての気候変動に対する啓発活動などの取り組みは。

議 長
町 長

町長。

気候変動に対する町の対策は、の御質問にお答えします。本町では、地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づき、平成19年1月に事務及び事業の実施に関する「南幌町地球温暖化対策実行計画」を策定し、現在は、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする、第4次計画の取組を進めています。1点目及び2点目の御質問については、本計画における、二酸化炭素の削減に向けた省エネルギーや省資源の取組の実践のほか、保健福祉総合センターへの太陽光発電システムの設置、役場庁舎への地中熱ヒートポンプシステムの導入、公用車のハイブリッド自動車への更新など、公共施設の省エネルギー化を図っています。現計画では、削減目標を令和7年度までに、基準年度の平成17年度に対して、22%としています。現在、国では地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルの作成を進めていることから、本町においても、国・道の実行計画に即した、計画期間・削減目標などを定めるため、第4次計画の改訂を行ってまいります。

3点目の御質問については、公共施設は、役場庁舎、生涯学習センター、ふるさと物産館、小学校体育館、中学校、改善センター多目的ホール、保健福祉総合センターのLED化を行っています。街路灯については、本年度、現状把握と交換の方向性を調査する、道路附属物ストック点検業務を実施し、令和5年度に町道に設置している街路灯のLED化工事を予定しています。

4点目の御質問については、毎年度、本計画の取組の進捗状況を公表しているほか、地球温暖化対策に向けた取組として、家庭における低公害車や省エネ家電の購入、太陽光発電による再生可能エネルギーの導入などが期待されており、無理なくできる省エネ行動の実践に向けて、啓発を行ってまいります。

議 長
熊木議員

3番 熊木 恵子議員。

再質問させていただきます。計画については実施しているということで、第4次計画の取組を進めているということでした。第4次計画は、いつまでに策定ということでもう期限を切っているのか、それ1点伺います。

また、役場庁舎等の庁舎改修に伴って地中熱ポンプなど、そういうのを入れましたけれども、あいくるや公共施設の中でエネルギーの削減というか、そういうのを導入することによってどれぐらい数的に効果があったのか、それがもしわかれば、それもお答えいただきたいと思います。

これに関連してというか、本当に猛暑、それから今年の夏もすごく暑くて、本当に温暖化によっていろいろ気候も変わってきています。

今年でいうと2月20日、大雪とホワイトアウトになって大変な状況が生まれていました。その中でも、すごく今年は変化していると思うのは、町民にスマホなどを使って、いろいろ案内をいただいている、交通のことで運行などが示されて、やっぱりそれによって札幌に通勤などという方も本当に助かっていると思います。2月20日のことで言いますと、夜に通行止めになったという状況が生まれました、本当に札幌から戻ってくる方が、町内に入ってから本当に一歩も動けないような状態になって、例えばセブンイレブンの駐車場で朝まで過ごすなどということも生まれたようです。その時にすごく思ったのは、それは今年だけの問題ではなくて、今後やっぱりこの異常気象の中で毎年のように続いていくのではないかなと感じました。それで集中豪雨やそういう中、そういう時に、例えば役場やあいくる、公共施設のところに臨時避難場所みたいなものをやっぱり緊急に設ける必要があったのではないかなと思います。今回の2月20日の大雪のときに、そういうような場所が設けられれば、例えば町内の自宅に一度車を置いて帰って、除雪をしてまた戻ってきてということもできるのではないかなと思います。また電源の補給など何かそういうことにも、いろいろな災害が起きたときに、いろんな計画も組んでいらっしゃるし、庁舎の中でも職員によるそういう訓練などもされていると思いますけれども、改めてそういうこと、今後避難場所を設けるなどということをやられるべきと思うんですけども、それについてはどのようにお考えか伺います。あと除雪のことでいうと、本当に南幌町内は除雪が行き届いていて、江別や北広島から帰ってこられた方が南幌町に入っただけという声を本当にたくさん、いろんな方から聞かれます。それはやっぱり町の誇りというか、誇りに思えることだと思うので、さらにそれに追加する形でぜひ検討すべきだと思います。

それから、私は4番目に、全町民をあげて気候変動に対する啓発活動などの取り組みはと質問しました。町長の御答弁の中で、太陽光や低公害車の省エネ家電の導入などで、無理なく省エネ行動の実践に向けて啓発するように行います、と先ほど答弁いただきました。私は官民あげてというか、役場庁舎など公共のところでもやれることと、また一人ひとりがどういう形でこれに取り組んでいくのかということをもっと積極的に啓発する必要があると思います。いろいろ講演会や、身近な、例えば小学生はごみのことで、ごみの分別というか、そういうものも3町の公衆衛生組合の中でずっと取り組まれていて、それも学校の授業の中で、何年生だったか4年生だったかな、いろいろそれを学習するという機会もあったように思うんですけども、そういうところからも町民がそれこそ無理なくできるような活動ということをもう少し町のほうで提起して広げていくということが大事ではないかなと思うので、その辺の考えをちょっともう少し伺いたいと思います。

議 町 長
町 長

町長。
熊木議員より4点ほど御質問があったと思います。まず2点目の削減額につきまして、先に担当課長からお答えしまして、後ほど私のほうから御答弁をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願

議 長
住民課長

いたします。

住民課長。

ただいまの御質問の2点目の庁舎改修及びあいくるのLED化の改修工事に伴います削減効果の見込みでございますけれども、役場庁舎につきましては令和3年1月に改修工事を完成しております、CO₂の削減量といたしましては58%を見込んでおります。また、本年度あいくるで実施しております照明のLED化工事の電気料の削減見込みでございますけれども、こちらは施工事業者の試算ではありますけれども、71.2%の電気量の削減を見込んでおります。以上です。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

それでは熊木議員の再質問にお答えさせていただきます。まずは、計画の改訂でございますけれども、今第4次の取り組みを行ってございますけれども、これから国の市町村の計画策定マニュアルが作成されてきます。それを踏まえまして、令和4年度中に改訂を行いたいという考えでございます。

また、3点目の災害時の関係でございますけれども、2月、大変な大雪でございました。皆さんも大変な影響、御心配もあったかと思えます。この大雪につきましては、2月21日、2月22日、2月23日の3日間ということで私はとらえてございますけれども、災害級の大雪でございまして、国道の除雪も止まりました。道道も同じでございます。町道のほうについてもほとんど入っていけないと、国道と道道が開かないものですから入っていけないというような状況でございまして、そのような時になかなか避難場の体制は取れないのではないかなということ、そのような長期化する場合ということになれば、またそのようなことは事情にあわせて、そういう避難場の体制については設置していかなくてはならないかと思えますけれども、今回につきましてはそういうような状況でございました。

また、町民の取り組みでございますけれども、今後国の実行計画、また北海道のゼロカーボン、北海道の取り組みが加速されてこようかと思えます。その啓発にあわせて、町民皆さまの気候変動に対する理解が深まるような啓発に努めてまいりたいと。特に、道、今現在町独自の取組は予定してございませんけれども、今後それらの動きにあわせつつ、先進事例などを踏まえ、検討してまいりたいと考えてございます。

議 長
熊木議員
(再々質問)

3番 熊木 恵子議員。

再々質問を行います。ただいま町長答弁いただきました。課長のほうからも答弁いただきまして、庁舎改修によってCO₂の削減なども数値を出していただきました。やっぱり改修したことによって、ちょっとずつ目標に近づいていくということでは、やはり今後も引き続き続けていただきたいと思えます。

3点目に質問した大雪の避難場所ということについて、全てが止まっている中で難しいのではないかと、そういうような御答弁だったと思うんですけれども、やはり見通しというか、JRなども前もって計

画で止めるなどということがありましたけれども、やはりそういう状況を踏まえながら、やっぱり1カ所でも避難場所を確保するという事は、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。やっぱり町民の安全、ホワイトアウトの時にどうしようもなくして運転して事故になったりということがすごくありますし、20日の夜はいろんな、ローソンの場所も止まっていたり、車が落ちていたりということが何カ所も見られたようです。そういうところに、やっぱり危険を伴うことなので、何とかその場所を確保するという事を引き続き検討していただきたいと思います。

それから、町民に啓蒙するということでは、いろんな学習会など、そういうものが民間でも取り組まれています。新聞などにも、気候変動を重視している若者世代のいろんな活動も紹介されています。ですから、楽しく何か学んで気候変動を考えていくというような、そういう講演などを計画するということが大事ではないかなと思います。また後期基本計画の中に、環境を意識した循環型社会の形成で、農業残渣の活用など、地域循環システム構築を検討するというふうにありますけれども、これはどれぐらいの期間の計画で、その農業残渣もいろいろあると思うんですけども、その辺のところもちょっと具体的にお答えいただきたいと思います。そのことも含めて、やっぱり今後の計画の中に地球変動に対する町の姿勢というのが示されていくと思うので、その辺の町長の考えというものを伺いたいと思います。

町 長
(再々答弁)

1点目の避難場の開設につきましては、果たして避難場を開設できるような状況であったのかどうなのか、まずそのことと、果たして避難所を開設することによって、安全確保が相対的に見て高まるのかどうなのか、その辺のことをしっかり考えなければならないのかなというように考えてございます。

2点目の講演会など町民の啓発運動でございますけれども、これにつきましては先ほど申し上げたように、先進事例などを含めまして、第4次計画も改訂されますので、それにあわせて検討してまいりたいと考えてございます。農業残渣につきましては、現在、うちの町では稲わらペレットというような形で進めてまいりましたが、現在南幌温泉のボイラーについては休止をしております。維持管理、熱効率、費用対効果、または民間企業における技術開発などの問題がございまして、現在は稼働は休止をしておりますけれども、しかし実用化に向けた調査研究につきましては、引き続き北海道大学のほうにお願いをしている状況でございまして、今後その進捗などを見極めてまいりたいと考えてございます。

議 長

以上で、熊木 恵子議員の一般質問を終わります。

ここで、場内時計で10時50分まで休憩をしたいと思います。

(午前10時38分)

(午前10時50分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

2番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員

まず、町長に1点目は質問させていただきます。都市計画マスタープランから見たまちづくりの考えは。南幌町都市計画マスタープランは、土地利用や都市施設などの整備方針を示すものとして令和4年度から令和23年度までの計画期間としています。

これまで、みどり野団地は充実した都市施設と、良質な住環境として整備されてきましたが、団地の開発後、半世紀近く経過し、人口減少や少子高齢化が進み将来的には超高齢化、生産人口の減少が想定されています。しかし、近年、道央圏連絡道路の開通や誘客交流拠点施設、北広島ボールパーク施設が開業予定となり、今後は新たな産業や人口の転入増加を見据えたまちづくりへの対応が求められています。

本町では15歳から64歳までの生産人口の割合は2000年の63%から2045年には31%に減少するといわれています。特に町内での就業者のうち町外からの通勤者は1,066人おり、原因の一つに本町は周辺市町に比べ、民営借家が少ないため町内で働く多くの若者が町外から通勤していることが原因と考えられます。私は、平成26年第3回定例会において、若者賃貸住宅助成制度についての質問をし、「今後想定される戸建住宅の賃貸住宅化など、同じ賃貸住宅への支援事業であり、本町の住宅特性に合った支援策を次期総合計画策定時の公営住宅の建設計画とあわせて検討を考えていく」と答弁をいただきました。

今回の都市計画マスタープランでは、未造成地を活用した企業立地に向け見直しを行い、これからのまちづくりに向けて検討を進めるとあります。新たな雇用の確保と民間賃貸住宅のための未造成地活用に向けた取り組みを検討していますが、本町で働く若い方達が職住近接を希望し、安心して定住していただくためには、より踏み込んだ支援も必要と考えますが、町の考えを伺います。

1、町内で就業している若者世代に向けた、本町への定住に向けた意識調査はどのように行われたのか。

2点目、賃貸住宅への支援策について、これまでの検討経緯と今後の支援策の考えは。

町長。

議 長
町 長

都市計画マスタープランから見たまちづくりの考え方は、の御質問にお答えします。今回の都市計画マスタープランの改訂は、道住宅供給公社及び町の未利用地について、新たな住宅団地造成などが見込めないことから、道央圏連絡道路の開通や北海道ボールパークの開業などを見据え、働く場所と住む場所を提供する職住近接エリアとして、用途地域の変更を行うものです。1点目の御質問については、町内で就業している方への定住に向けた意識調査は行っていません。

2点目の御質問については、第6期総合計画に合わせて策定した、南幌町住生活基本計画において、子育て・若年世帯で民間住宅に入居する世帯に対し、家賃補助を行うことを検討しましたが、平成28年度から、子育て世代住宅建築費助成事業を進め、現在まで140件の

申請があり、これらの状況から、昨今の戸建住宅建設の動向が強まっていることや、町営住宅及び民間賃貸住宅の空き室が56戸と増加傾向にあること、町営住宅の浴室改修、新たに、中古住宅購入助成事業、空き家等解体事業を実施し、住宅環境の整備に取り組むため、賃貸住宅への支援は考えていません。また、都市計画マスタープランにおける、道住宅供給公社及び町の未利用地を活用した職住近接エリアについては、今後、準工業用地と第1種専用住居用地として造成するため、道住宅供給公社と協議を進めてまいります。

議長
佐藤議員
(再質問)

2番 佐藤 妙子議員。

再質問させていただきます。ただいまの御答弁で、町内での就業者への調査はしていないというお答えでございました。それで、今回の都市計画マスタープランの見直しでは、賃貸住宅に関して町の現状をおさえて、このようにありました。これはあくまでも令和2年の国勢調査を踏まえての町の考え方だと思うんですけども、本町では民営借家の割合が周辺市町の中で最も小さい。若い世代の就労層に必要な民間賃貸住宅が少ないことが、本町での周辺からの通勤者が多い要因としている。また、定住促進のためには、戸建て住宅のほかにも賃貸住宅や高齢者用の集合住宅など誘導する必要があるとありました。私も、確かにこのとおりだと思います。しかし、このようなことを前提に、本当に本町で働く若い方たちが本当に南幌に住みたいと思うには本当に何が 필요한のか、何を町に求めているのか、そしてどんなふうに住みたいのかということを知らなければ、移住につながらないと思うんですね。そういうことで町として、より踏み込んだ意識調査の考えを伺います。

それと、このたび民間賃貸住宅などを建てるための用地を御検討されております。私も、若い世代の転入を図るための施策として大変期待しているところでございます。ただ、用地がありますよ。業者の皆さん賃貸住宅を建ててくださいというだけでは、なかなか難しいのではないかと思います。これから発展するチャンスのある町でありますし、この時期でもございます。そういうことを考えると、やはり転入するきっかけづくりが必要ではないかなと思っております。それで先ほどの御答弁にもありましたけれども、家賃の助成制度、これは以前にも私、一般質問をさせていただいたんですけども、検討いただいたということで、大変うれしく思っております。でも、しかし、その新しい政策、今回新しい政策として中古住宅購入助成事業、空き家解体事業ですか、それをするとということで、今回は賃貸住宅はできないという、そういうお話でしたけれども、町としても賃貸住宅が必要だと御理解いただいているのではないかなと思っております。それで、今後賃貸への支援策は、町長としてどのように考えておられるのか。

それともう1点御提案したいのが、引っ越し費用の助成です。家賃の助成は毎月かかるものですが、引っ越し費用の助成は引っ越してこられた時に引っ越し費用の負担分を助成するというところで、そういう方法で、賃貸で住みたい人への支援策ということもあるのではないかなというふうに考えております。今回のマスタープランにも、若い人

議 長
町 長
(再答弁)

たちが入る賃貸住宅が少ないといわれているわけです。家を建てるまでは行かないけれども、職場の近くで住みたい。特に今年は大雪でした。そういうところで、会社の近くに住みたいなど思われた方もいたのではないかと思います。そういう部分で、町長の考えを伺います。

町長。

佐藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。若い世代の意識調査、特に町外から通ってこられる就業者の方への意識調査につきましては、現状ではしてございませんが、これから用途変更にあわせて工業地域または住居用地の調整の段階に入っていく段階において、それらの調査を実施してまいりたいというふうに考えてございます。

2点目、3点目の賃貸住宅の支援、あとは引っ越し等の助成でございますけれども、現在、町内の公営住宅、または民間アパートの空き室の状況でございますけれども、現状では、子育て支援住宅で1戸、公営住宅で7戸、民間アパートで48戸、全56戸でございます。昨年に比べて空室は増えている状況でございます。ほかにも現在、道営住宅で2戸が空室となっているような状況でございます。それで近年の住環境整備事業といいますか、町の取り組みでございますけれども、移住定住を含めたものでございますけれども、まずは栄町の公営住宅の大規模改修、これは平成28年から令和2年の5年間において全6棟、72戸で実施してまいりました。また、答弁させていただきましたとおり、子育て世代住宅建築助成事業でございますけれども、これにつきましては平成28年から最大200万円の助成で、延べ140件の申請に至っているところでございます。また、住宅リフォーム助成事業につきましては平成27年から実施をしまして最大30万円の助成、現在まで全257戸で実施をしているところでございます。また栄町の公営住宅の浴槽のユニット化ということで、これにつきましては令和2年度より実施をしまして、本年度は4戸を予定してございます。含めまして、全12戸のユニット化が図られる予定でございます。また、今年度から新たな新規事業としましては、移住体験住宅の整備、これにつきましては2棟分の実施設計、建築工事を予定してございます。さらに中古住宅の購入助成、これにつきましても本年度から1件あたり最大25万円を予定してございます。また、空き家等の解体住宅の助成、これも本年度から1件あたり15万円を予定してございます。それに次期計画としましては、夕張太地区の公営住宅の大規模改修、これにつきましては、令和6年、7年で2棟、全24戸を予定してございます。以上、住環境については、このような近年の状況でございます。

賃貸住宅の支援につきましては、現状においては、みどり野団地の販売促進、これに努めたいと。その促進事業としまして、移住体験住宅及び中古住宅の助成を進めてまいりたいと考えております。現在住まわれている方の住環境整備としましては、住宅リフォーム整備、または公営住宅の住環境の整備というような形で予定をしてございます。民間賃貸住宅の支援につきましては、方策の一つであることは認識してございますけれども、これらを全て行うことはなかなか財政的に

厳しい状況でございます。また本年度から保育士等の就労事業ということで保育士を確保するための事業でございますけれども、町内に居住される方は2万円、町外に居住される方は1万円ということで、住居手当等を想定した助成を予定しているところでございます。いずれにいたしましても、未造成地の活用についてはまだ具体的な協議が残されてございます。それらが円滑に進むように努めてまいりたいと考えてございます。

議 長
佐藤議員
(再々質問)

2番 佐藤 妙子議員。

再々質問させていただきます。最初の調査ですけれども、調査していただけるということで大変うれしく思っております。町内就業者ですけれども、南幌町で働いている方のうち、ほかの町外から通勤者の割合ですが、国勢調査の中では1,066人と出ておりました。その中で特に札幌市が300人、江別市が334人、北広島市が100人、岩見沢市が164人と、本当に近隣市町村、すぐ近くの近隣市町村からやはりたくさん来られているわけです。ぜひその調査の中で、どうしたらこの町にその方たちが来ていただけるかということを実際に考えていただいて、調査していただきたいなと思います。

それで、先ほど町長もお話がありました、賃貸また公営住宅もあわせて賃貸住宅の施策を一生懸命考えてやっていただいているということは承知いたしました。その中で、今回のこの都市計画マスタープランの見直しの中で、現在住んでいる85.8%の持ち家の多くの方が高齢者になって、2040年には高齢者人口がおよそ63%になるという、そういう予想が出ています、本当に63%になるということ。今、単身の若い方たちが、本当にこの町に魅力をもって住みたいという、そういう方たちが、本当に今の若い人たちが、お店があつてにぎやかで便利なところだけがいいという、そういう若者たちだけではないという話であります。郊外であっても、本当に自分の生活スタイルにあつて、魅力ある町を求めている方たちも多いと調査にはありました。以前の私の一般質問で、今後一般賃貸住宅とあわせて公営住宅も計画とあわせて検討していくという御答弁をいただいて、今、町長のお話を聞きまして、公営住宅もあわせていろいろ考えていただけるのだなということもありましたけれども、たくさんあつても、入っていただかなければ定住にはつながらない、移住にはつながらないと思いますので、やはり何が南幌の魅力なのかということをアピールしながら、ぜひ進めていただきたいなと思います。それで、今、先ほど町長の話もありましたけれども、その空き家になっている公住、何年も空室になっている公住もあります。そういうところに若い単身者が入ってこられるように、いろんな条例などもあると思うんですけれども、今若い人単身者でも空いているところに入ってこられるような仕組みづくりをつくっていただいたり、それと、以前から子育て対象の公営住宅の建設予定地として確保してある中学校グラウンドの横の用地があると思うんですけれども、そのところも今後の展望などをお伺いしたいと思います。

議 長

町長。

町 長
(再々答弁)

佐藤議員の再々質問にお答えいたします。意識調査につきましては、そのような形で実のある意識調査に努めてまいりたいと考えております。

公営住宅の単身者世帯の入居につきましては、公営住宅のほうがございますので、そちらにちょっと抵触するのかなと考えてございますが、いずれにしても若い世代が入っていただけるように、また空室が解消されますように、今、浴槽のユニット化を含めた環境整備を順次行ってございますので、それにつきましては、また継続していく予定でございますので、そういうことで御理解をいただきたいと思っております。

また、先ほど申し上げました、夕張太地区の大規模改修も進めてまいる予定でございますので、こちらのほうにつきましては郊外です、郊外といえますか、そういう言い方が果たして適当かどうかわかりませんが、郊外への賃貸住宅についてはなかなか民間誘導するとしても難しいかと思っております。そんなこともあわせまして、民間賃貸住宅の建設が進みますように、町の賑わい、そして市街地の活性化に努めていきたいというように考えてございます。

あと、中学校横の公営住宅用地でございますけれども、現状、話が進展していないのが実情でございます。公営住宅の新たな整備につきましても、そのような方向で行きますように、まちづくり、賑わい、活性化を含めて、そのようなことに進んでいきますようにまちづくりに努めてまいりたいと考えてございますので、御理解いただけますようお願い申し上げます。

佐藤議員

それでは次に進みたいと思っております。

教育長にお伺いいたします。ヤングケアラーについて今後の取り組みは、近年の社会が抱える重要課題の一つとしてヤングケアラーがあります。ヤングケアラーとは介護、うつ病や精神疾患などを持つ家族の世話、サポートなどを行っている18歳未満の子どもたちのことをいいます。これは、家族の手伝いの域を超えた過度な負担が学業や本人の健康、友人関係、将来の進路にも影響を及ぼすとも指摘されており、2020年度に国が初めて実施した実態調査では、中学生の17人に1人、高校生の24人に1人がヤングケアラーとして暮らしの身近にいることが明らかになりました。周囲の目には思いやりのある子として映り、深刻な実態に気が付かず、孤立を深めるケースがあるといわれています。また、悩んでいても家庭内での問題を友人や外部の関係者に相談することができず、表面化しにくいともいわれています。ヤングケアラーの特徴の一つには、周囲の無理解や思春期の恥ずかしさなどから、外部に自分のことを伝えることができず、孤立しがちになることです。本町では誰もが笑顔で暮らせるまちづくりを掲げています。そのためには、ヤングケアラーの早期発見に努め、子どもたちに正しい認識を持っていただくことが大事であり、学校の役割は大変重要と考えますが、教育長に2点伺います。

- 1、これまでにヤングケアラーの実態調査はされているのか。
- 2、ヤングケアラーについての考えと今後の取り組みは、
教育長。

議 長

教 育 長

ヤングケアラーについて今後の取り組みは、の御質問にお答えします。1点目の御質問については、本町の小中学校において、町独自で、ヤングケアラーに関しての実態調査は実施していませんが、令和3年8月に北海道及び北海道教育委員会が公立中学校第2学年及び公立高等学校第2学年を対象に実施した「中高生の生活実態に関するアンケート調査」において、公立中学校第2学年でヤングケアラーという言葉の認知度が9.6%、ヤングケアラーの割合が3.9%などの結果が報告されています。

2点目の御質問については、学校においては、家事や家族の世話などを日常的に行っているために登校できない、友達と遊ぶ時間がないなどの悩みについて相談を受けるなどの事例はありませんが、子ども自身がそのような状況に気付いていなかったり、不安や不満を抱えていても言い出せない状況もあるのではないかと思います。このことから、学校において早期把握や適切な支援が行える環境をつくるため、国や北海道の今後の動向を注視し、ヤングケアラーの正しい理解が進むよう指導に取り組んでまいります。

議 長
佐藤議員
(再質問)

2番 佐藤 妙子議員。

ただいまも御答弁いただきましたけれども、北海道においても令和3年9月にヤングケアラーについて、道内の公立の中高校生5万人を対象にして調査を行ったということで、その中で特に私が気になったことが、中高生の8割以上がヤングケアラーということについて聞いたことがないという回答がありました。そのヤングケアラーという言葉を知ったきっかけは6割がテレビや新聞、最初にテレビや新聞ということでした。特に最初に小学生の子どもが、ケアラーを一番最初にしたのはいつですかという項目に、7割が小学生からヤングケアラーとして経験しているというお話でした。そういうことを考えると、やはり早期に発見して適切な支援につなげるためにも、その子ども自身はもちろんですけれども、周囲の大人も含めてヤングケアラーの啓発活動がとても重要になってくると思います。そういう部分で、本町としてはどのような形で啓発活動をされようと考えておられるのか聞きたいと思います。それで、先ほど申しましたように、今回の北海道の調査では小学校の調査は対象になっていませんでした。小学校からの調査は、私は必要だと感じています。小学生でも病気の家族の面倒を見たり、周りの大人から、いい子だね、親孝行だねというふうに褒められると、それが当たり前なんだと自分に聞かせてしまって、自分の置かれている状態や環境に我慢してしまっていると、そのようにも言われております。本当に低学年からの認識が必要ではないかというふうに考えておりますが、そこのところもお聞きいたします。

それで、授業としては、小学生、中学生は学校教育の中で調査できるんですけれども、18歳までの方、町内に南幌高校がありますけれども在住している生徒は少ないというわけでありまして、18歳までの調査をどのようにお考えになっているかということをお聞きしたいと思います。

それと今後の取り組みですけれども、ヤングケアラーがなかなか見

えない部分として、だけれどもすごく大事なんだという、そういう状況の中で、どちらかという、今までこれまでヤングケアラーの対応の窓口がはっきりしていないという状況だったようです。それぞれの部署、教育部署、保健福祉部署、いろんな部署が自分たちの管轄に本当に当てはまっているのだろうかかわからないと。そのまま必要な支援を遅らせていたということがほかの自治体の調査でもわかってきました。私も今回調べるときに、このヤングケアラー、町の総合計画や保健福祉計画、教育計画などにもヤングケアラーに該当する項目がなく、正直どこの部署に相談したらいいのかなというところでございましたけれども、やはり子どもに直接関わって教育視点で子どもの健康生活を守るというところ、そういう認識に立って今回教育長にお伺いをいたしました。この問題はさまざまな背景があって、不登校や引きこもり、またいじめにつながる、その可能性も考えられています。一人で悩んでいる子どもや、家族がどこに相談していいかわからないということがないように、それにはやはり学校現場の協力と教育委員会の積極的な関与が必要ではないかと私は感じております。まず、今後国や道からいろんな指導もあるとは思いますが、まず教育委員会が先頭に立って、地域包括や地域の行政機関とこれまで以上に連携を強化していただきたいと思いますが、この3点お伺いいたします。

議 長
教 育 長
(再答弁)

教育長。

佐藤議員の再質問にお答えします。このヤングケアラーの問題につきましては、国、厚生労働省、あるいは文部科学省でまだ始まったばかりだと私は認識しております。それで、まず北海道ですけれども、北海道では昨年度のアンケート結果を受け、鈴木知事が、令和3年第3回道議会定例会におきまして、「北海道としての取り組みを、ヤングケアラーに関する認知度を高め、基本理念や道の責務、関係機関の役割を内容としたケアラーを支援していくための条例を令和4年4月から施行したい」というふうに、まずは述べております。また、道教育委員会の倉本教育長は同じく、「ヤングケアラーの支援につきまして、ヤングケアラーだと思われる生徒に対する学校、関係機関が連携した支援が十分でないとの課題が明らかになり、北海道教育委員会として、関係部局との連携会議を活用して、学校と福祉、介護、医療等の関係機関が連携した支援体制を構築するよう取り組む」というふうに述べております。ということから、まだ北海道教育委員会から私どものほうに、ヤングケアラーについての具体的な通知等はまだ入ってきておりませんので、今後取り組む内容等につきましては、その通知を見ながらまずは判断をさせていただきたいと思っております。先ほど小学校の関係をお話しされておりますけれども、これも同じく、今月3日の第1回都議会定例会におきまして、倉本教育長は、中高生のみならず、知事部局と連携して、小学生を対象とした実態調査を行う考えを示しております。こういったことから、令和4年度につきましては、中高生のほかに小学生も対象になるというふうに認識をしております。

最後に御質問いただきました高校生との関係につきましては、義務教育ではございませんので、私のほうからどうするという答弁は差し控

えさせていただきますと思いますし、また、小中学校での対応につきましては、やはり教職員、これは全教職員が子どもの日常行動をよく観察し、そして子どもの異変にすばやく気づきながら学校内での情報共有、あるいはスクールカウンセラーにつなげる、状況によっては、町の保健福祉部局とも連携を図るといった形で進めてまいりたいというように考えております。

議 長
佐藤議員

2番 佐藤 妙子議員。

大変ありがとうございました。ぜひ、取り進めていただきたいと思います。最後に、先ほど18歳ということで、18歳の対応部分を町長にお聞きしたいのですが、よろしいでしょうか。

議 長
保健福祉課長

保健福祉課長。

18歳までの、いわゆる高校生の部分でございますが、国におきましても、厚生労働省と文部科学省の副大臣を共同議長といたします、ヤングケアラーの支援に向けた福祉、介護、医療、教育の連携プロジェクト会議を開催しております。その中で、まだ報告の段階の文書でございますが、2022年度から2024年度までの3年間、この3年間をヤングケアラー認知度向上の集中取組期間といたしたいということで報告がまいてしております。ですから、広報媒体の作成、あと全国的なフォーラム、そういったものにおきまして社会全体の認知度を調査すると。そして、中高生の認知度の目標を5割に持っていきたいというふうな報告がでております。この3年間で、認知度は高まっていくのではないかなというふうには考えておりますが、保健部局といたしましては、なかなか高校生の調査というのは難しいものがございます。ただ、私どもの方では高齢者、障がい者、子どもに関するサービスの提供を行っておりますので、各職種にこれからそういったヤングケアラーの話題について研修を深めまして、そういう方が御家庭にいる場合については、私どものほうでサービスの内容等の検討をしてみたいということで対応をしていきたいと考えております。以上です。

議 長
西股議員

以上で、佐藤 妙子議員の一般質問を終わります。

次に、4番 西股 裕司議員。

私のほうからは、町長に1問質問させていただきます。公園施設の維持管理について。公園長寿命化整備計画案が示され、令和3年から令和12年までの10年間で実施することを目標とし、整備は少子高齢化による公園の利用ニーズ変化への対応、増加する公園修繕費用の抑制を考慮し、幅広い世代に安全で安心して利用が可能な公園整備を行う方針となっています。

基本的な考えでは、公園の利用度・重要度を考慮し、中央公園を南幌町の核となる公園と位置づけし、優先度を高く設定しています。その他の公園については、遊具の有無などをグループ分けして整備、施設の劣化状況や活用事業などにより整備順が前後するとありました。

現在の公園に設置されている遊戯施設の85%は、補修等が必要な施設との調査結果を受け、遊戯施設の更新等を計画しているが、長寿命化させる柱となるのは遊戯施設の点検や日々のメンテナンスが必要ではと考えます。

今回の計画を見るとき、更新していくことがメインで、長く利用するための方策は示されていません。

施設を維持していくため、長く利用できる施設を整備していくためには、どのように点検等に取り組んでいくのか、計画的に組み込む必要があるのではと考えるが町長の考えを伺います。

議 長
町 長

町長。

公園施設の維持管理についての御質問にお答えします。公園長寿命化整備計画は、早期に修繕などの対策が必要な施設の計画的な整備を目的に策定しています。

公園施設の整備は、令和4年度より順次進めてまいります。計画以外の施設については、指定管理者と連携を図り、長く利用していただける公園の維持管理に努めてまいります。

また、施設の点検等については、毎年、専門業者による法定点検や、指定管理者による定期的な点検・修繕などを継続して実施するとともに、計画的にメンテナンスが行われるよう、公園担当課による定期的なパトロールと、指定管理者選定幹事会による現地の確認調査の実施など、維持管理体制の強化を図ってまいります。

議 長
西股議員
(再質問)

4番 西股 裕司議員。

再質問させていただきます。先ほど述べたとおり、通告書のとおり85%が今まで放置されていたと、ほとんど見ているとやはり修理が必要だということなので、これを早急にやるといっても一気にできるようなものではありません。その中ではテープで貼って使えないような遊具をたくさん出すというのは非常にどうなのかなというふうに思います。今回の回答の中では力を入れてやっていくということなので、それを期待するわけですが、町長は令和4年度の町政執行方針の中で、子育て世代の移住につなげる事業に力を入れるとあります。公園の整備というのは、その中では移住につながる重要な事業ではないかなというふうに思いますので、十分力を入れてやっていただきたいと思います。

その中で何点かちょっと言わせていただきたいのですが。地域の活動を支援するまちづくり活動支援事業や協働による自立したまちづくりを推進する、町民のまちづくり活動や行政区・町内会活動の支援を活用できるか。こういうようなものを活用しながら公園の整備を、整備というか軽い有償ボランティアみたいな形で、こういうところに取り組んではどうなのかと。それともう一つ、高齢者が元気で暮らせる生きがいづくりという項目があるわけですが、地域共生社会の実現を目指すとありますので、認知症高齢者に対しても優しい地域づくりを目指そうという考えが出ております。現在、5人に1人が認知症になると言われている現在でございますので、認知症になっても、人生をエンジョイして脳を活性化することは、薬以上の効果があるという実証研究結果が示されております。公園の清掃やそういうようなメンテナンスのところの一部をそういう方に有償のボランティアでもいいですので、取り組んでいただいた中で進めることで地域とのつながりを持てると。そうすると、認知症が改善され、日常生活が維持される実証

というのも報告されております。そういうようないろんな形の、業者等にいろいろ頼るだけでなく、そういう町の人たちを活用しながらの事業の実現に向けた取り組みということをつなげてほしいなというふうに思っております。少しでも早く黄色いテープがなくなって、子どもたちが遊べる施設を数多くできるような形で進めていただきたいということで、これらの考えについても町長のお考えを聞かせていただきたいと思っております。

議長
町長
(再答弁)

町長。

議員御指摘のとおり、日々の管理メンテナンスが最も重要であると考えてございます。指定管理者によります点検修繕が基本でございますけれども、管理マニュアルなどを作成の上、しっかり履行されますよう、まずは担当課で定期的なパトロールを行ってまいりたいと考えてございます。加えて、町の指定管理者の選定幹事会において、適宜、現地の調査などを行いまして、その管理体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

なお、認知症などの方の活用につきましては、なかなかハードルが高いのとあわせて対象者が限定的でございます。協働のまちづくりを進めるうえで、そのような活動が増えてくることは大変望ましいことであると考えておりますけれども、以前、まちづくり活動事業を活用して、ある町内会がゴミボックスの塗装をしたと、そういう活動もございました。そのような活動の幅が広がり、取り組んでいただけるような、そういうような機運づくり、啓発に努めてまいりたいというように考えてございます。いずれにしても、そのような町民のボランティア、有償であれ、無償であれ、行政側のほうからお願いすることは難しい面もございますけれども、それらの機運、取り組みが広がっていくように、日ごろの啓発、取り組みに努めていきたいというふうに考えてございます。

議長
西股議員
(再々質問)

4版 西股 裕司議員。

再々質問させていただきます。認知症の方に直接的にやるという話ではなくて、これはグループホームなど、そういうところに、こういうことはできないだろうかという話をしてもいいのではないだろうかかと。例えば、そういうのはいろんな施設があるわけですから、そういうところにこういうことを取り組めないだろうかということを伝えていくとか啓蒙していくということは、やはりこの協働の、共生のまちですか、共生社会、そういうものを実現する上では必要なことというふうに思います。ですから、かなりハードルが高いわけなんですけど、実現に向けたところで、どのぐらいやり方というものを考えていただきたいなど。これ、難しいからといって何もしなかったら、また同じような、85%が使えない遊具になるという可能性だって占めるわけですから、それをやはり十分検討の中に加えていただきたいなというふうに思います。答えはよろしいですので、これで質問を終わらせていただきます。

議長

以上で、西股 裕司議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

本日予定しておりました全ての日程が終了いたしました。予算審査特別委員会の審査が終了するまで休会といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって予算審査特別委員会が終了するまで休会といたします。

御苦労さまでした。

(午前 11 時 39 分)

令和4年 第1回南幌町議会定例会（3日目） 会議録

令和4年3月14日（月）
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1番	内 田 恵 子	2番	佐 藤 妙 子
3番	熊 木 恵 子	4番	西 股 裕 司
5番	志賀浦 学	6番	本 間 秀 正
7番	石 川 康 弘	8番	加 藤 真 悟
9番	川 幡 宗 宏	10番	細 川 美喜男
11番	側 瀬 敏 彦		

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

4番	西 股 裕 司	5番	志賀浦 学
----	---------	----	-------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	斉 藤 隆	事務局主査	梶 田 健太郎
------	-------	-------	---------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	大 崎 貞 二	教 育 長	小笠原 正 和
農業委員会会長	鍋 山 洋 一	監 査 委 員	白 倉 敏 美

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	小 林 史 典	総 務 課 長	笠 原 大 介
まちづくり課長	藤 木 雅 彦	住 民 課 長	藤 田 雅 章
税務課長兼出納室長	原 田 光 一	保 健 福 祉 課 長	佐 藤 由 美 子
産業振興課長	鈴 木 潤 也	都 市 整 備 課 長	黒 島 滋 規
病院事務長	渡 部 浩 二		

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長	浅 野 茂
--------	-------

8. 選挙管理委員会長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長）	笠 原 大 介
-----------	---------

9. 公平委員長の委任を受けて出席した説明員
公平委員会事務員（総務課長） 笠原 大介

10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員
農業委員会事務局長 砂田 隆樹

11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

議 長

おはようございます。

去る3月9日より予算審査と特別委員会のため休会となっております、令和4年第1回南幌町議会定例会をただいまより再開いたします。

本日の出席委員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

●日程30 議案第26号 職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第26号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の改正に伴い、本案を提案するものです。

詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
総務課長

内容の説明を求めます。総務課長

それでは、議案第26号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明を申し上げます。

初めに、改正の概要について申し上げます。今回の改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の改正に伴い、国家公務員において、人事院規則の改正により、出産・育児等と仕事の両立支援のための措置のうち、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和に係る措置について、令和4年4月1日から施行されることになりました。これにあわせ、地方公務員においても、国家公務員の措置を踏まえ、会計年度任用職員の育児休業等の取得要件の緩和について、所要の措置を行うよう通知があったことから、改正するものです。

それでは、別途配布しております、議案第26号資料 新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所です。

第2条第1項第4号中、会計年度任用職員について、育児休業等の取得要件である、引き続き在職した期間が1年以上の要件を廃止するため、規定の整備を行うものです。

第17条では、育児休業法に規定する部分休業について、第2条と同様に、在職期間の要件などを廃止するため、規定の整備を行うものです。

第21条及び第22条については、育児休業を取得しやすい環境の整備に関する措置として、個別の周知や意向の確認、相談体制の整備などを講ずることについての条項を加えるものです。

附則として、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議 長

以上で、議案第26号の説明を終わります。
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。
(なしの声。)

それでは採決いたします。
議案第26号 職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程31 発議第1号 議員の派遣承認についてを議題といたします。
議員の派遣承認につきましては、年度ごとの承認案件でございます。原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程32 発議第2号 議員の派遣承認について議題といたします。
議員の派遣承認につきましては、北海道町村議会議長会主催の定例の研修会でございます。原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程33 発議第3号 議員の派遣承認について議題といたします。
議員の派遣承認につきましては、北海道町村議会議長会主催の定例の研修会でございます。原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程34 発議第4号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。
3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって 本案は提案のとおり承認することに決定をいたしました。

追加日程1 発議第5号から追加日程7 報告第1号までの7議案を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって、追加日程1 発議第5号から追加日程7 報告第1号までの7議案を追加いたします。

●追加日程1 発議第5号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

6番 本間 秀正 議員。

(提案理由及び内容の説明をする。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

発議第5号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程2 発議第6号 令和4年度の米政策に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

6番 本間 秀正議員。

(提案理由及び内容の説明をする。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

発議第6号 令和4年度の米政策に関する意見書の提出について

本間議員
議長

本間議員
議長

は、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程3 発議第7号 給付型奨学金制度の拡充と教育費負担の軽減を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

3番 熊木 恵子議員。

(提案理由及び内容の説明をする。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

発議第7号 給付型奨学金制度の拡充と教育費負担の軽減を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程4 発議第8号 高齢者の医療費窓口負担の2割化を中止し原則1割の継続を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

3番 熊木 恵子議員。

(提案理由及び内容の説明をする。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

発議第8号 高齢者の医療費窓口負担の2割化を中止し原則1割の継続を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

熊木議員
議長

熊木議員
議長

●追加日程5 発議第9号 ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

5番 志賀浦 学議員。

(提案理由及び内容の説明をする。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが御異議ありませんか。

それでは採決いたします。

採決にあたりましては、起立採決を行います。

発議第9号 ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議については、提案のとおり決議することに賛成の方の起立を求めます。

(起立10名、着席0名)

どうぞ御着席ください。

起立全員であります。よって本案は提案のとおり決議することに決定をいたしました。

●追加日程6 議案第27号 令和3年度南幌町一般会計補正予算(第10号)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました議案第27号 令和3年度南幌町一般会計補正予算(第10号)につきまして、提案理由を申し上げます。

歳出では、子ども室内遊戯施設整備事業費の追加、歳入では、子ども室内遊戯施設整備事業に係る国庫支出金、基金繰入金並びに地方債の追加が主な理由です。

その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億1,024万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,829万3,000円とするものです。

詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

内容の説明を求めます。副町長。

それでは、議案第27号 令和3年度南幌町一般会計補正予算(第10号)の説明を行います。

初めに歳出から説明します。11ページをごらんください。2款総務費1項4目 企画振興費、補正額8億1,024万円の追加です。子ども室内遊戯施設整備事業で、本年1月に本申請を行った地方創生拠点整備交付金が3月9日採択となったことから、子ども室内遊戯施設整備に係る実施設計、建築・設備工事、備品購入、駐車場整備等の経費を公有財産購入費として計上するものです。なお、追加補正額の全額を翌年度に繰り越し、事業を実施するものです。

次に、歳入の説明を行います。10ページをごらんください。15款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金、補正額4億507万円の追

志賀浦議員
議長

町長

議長
副町長

加です。1節総務管理費国庫補助金で、地方創生拠点整備交付金、歳出で説明しました子ども室内遊戯施設整備に係る補助金で、追加補正額全額を翌年度に繰り越し、特定財源として充当するものです。

次に、19款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額717万円の追加、財源調整を行うものです。3目ふるさと応援基金繰入金、補正額1,280万円の追加です。子ども室内遊戯施設建設に対する企業版ふるさと納税分を歳出予算へ充当するため繰入するものです。

次に、22款町債1項1目総務債、補正額3億8,520万円の追加です。1節企画振興事業債で、子ども室内遊戯施設整備事業に係る地方債の追加です。追加補正額全額を翌年度に繰り越し特定財源として充当するものです。

以上、歳入歳出それぞれ8億1,024万円を追加し、補正後の総額を82億3,829万3,000円とするものです。

次に繰越明許費の説明を行います。5ページをごらんください。

第2表 繰越明許費、歳出で説明しました子ども室内遊戯施設整備事業について、翌年度に繰り越し事業実施するものです。次ページにまいります。

第3表 地方債補正の説明を行います。追加です。子ども屋内遊戯施設整備事業を追加するものです。限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

以上で、議案第27号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

3番 熊木 恵子議員。

熊木議員

ただいま、補正予算8億1,024万円の補正が提案されました。2点伺います。ウッドショックとか鉄鋼材とか人件費の高騰が見られますけれども、この補正以外に今後組まれるということは予想されているのか、それが1点です。

それから、今回名称が変わりました。誘客交流という名称が外れましたけれども、今までずっと誘客交流拠点施設ということで計画を進めてきていて、年間の集客人数も14万人となっていました。その辺は、今までの計画に対して変更とかもあるのか、その2点伺います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

まず1点目の関係ですが、ウクライナ情勢等によって想定されるものという懸念についてお答えいたします。現在、ウクライナ情勢などで世界的な資材費が再び値上げするなどの懸念がありますが、年度当初から実施設計を進めるため、事業費の範囲内で整備がなされるよう、資材の早期発注の対応などを事業者と協議を進めていくため、変更はございません。

2点目ですが、基本的には追加の補正とかは考えてございません。室内遊戯施設の名称につきましても、先般、全員協で説明したとおり、内閣府との事前協議を進めてきた中で、施設の用途を明確にし、わかりやすい内容にするようにという指摘をされたことから、交付金の採択を受けたことにより、施設の名称と事業名の事業の目的を機能にあったものにするため、名称を子ども室内遊戯施設に変更するものとい

議 長
熊木議員
(再質問)

たします。以上でございます。

3番 熊木 恵子議員。

ただいま御答弁いただきましたけれども、さらなる補正が組まれることはない、変更なしということでしたけれども、ウクライナ情勢のこととか、先ほど、課長答弁されましたけれども、予測の付かないようなことが起きてくると思われるんですけれども、それでも補正を組む必要はないと今の時点では考えているということでしょうか。それ、答弁お願いします。

それから、誘客交流という名称が外れたということで、子ども遊戯施設、それは内閣府との関係でということですが、先ほど、年間集客人数14万人というのは、昨年とかの説明では、この事業を通すためにその人数を早急に持ってきたというような報告もされてきました。その辺は、全く変更なしでやられるということなのか。

それから1点付け加えますけれども、この1年間、昨年不採択になってから、町民にどのようにこの事業のことを説明されてきたのか、それも一緒にお答え願いたいと思います。

議 長
副 町 長

副町長。

まず、建築資材の高騰の件、ウッドショックでございます。基本的には今、まちづくり課長のほうから御説明しましたとおり、現状においては現予算内ということで先が見えない状況でございますので、ただ輸入材についてはそのような影響が出ているということでございますが、道産材についてはまだ状況がわからない状況でございます。現段階としてはですね、事業者との中で資機材の早期発注など、そのような状況で現行の事業費の中で進めたいというような考えでございますので、そのようなことで御理解をいただければというふうに思っております。

2点目の入込客数の関係でございます。これにつきましては、当然、拠点整備交付金の申請の中でもございましたが、さっぽろ連携中枢都市圏ということで、その中の入込客数ということで、各市町村等のほうからこちらのほうに来ていただくというようなことで、人数については、基本的にはそのようなことで変更はなしということで考えてございます。

それと3点目のですね、町民に対する意見をどのように聞いたかということでございます。こちらにつきましては、以前から、町長の一般質問の答弁でお答えしておりますとおり、従来、当初計画時点から広報、ホームページで町民の皆さまにもお知らせをしているということで、そのほかシンポジウム、座談会、アンケート調査などを行って、町民の意見を伺っております。また、熊木議員から一般質問でございました行政懇談会につきましても、昨年10月12日から11月3日までの期間で全町内会・行政区を回りまして、町民の皆さまから貴重な意見をいただいているということでございます。またさらに、誘客交流拠点整備を盛り込みました第6期総合計画後期基本計画の策定並びに都市計画マスタープランの策定にあたりましてもパブリックコメントを実施いたしまして、町民の皆さまから意見を募集しましたが、

そちらのほうについても意見はなかったということで、最終的に総合計画の策定審議会の審議を経て、答申をいただいているという内容でございます。それで4月からの計画スタートということになっております。以上のようなことから、子ども室内遊戯施設の整備にあたりましては、町民の皆さまの御理解はいただいているというふうに考えているところでございます。以上です。

議 長
志賀浦議員

ほかに質疑はありませんか。5番 志賀浦 学議員。

1点だけちょっと確認したいことあるのでお伺いします。今回の、今、熊木委員が質問されたとおり、かなりこれから不透明な部分が多いかなと思うんですけど、ただこの事業はDBO方式で一括で行った経緯があることから、そんな変更になるようなことはない、私は信じていますけども、一つ、ランニングコスト、14万人の見込みというのはあるかないか、開いてみなくてはわからないというところなんですけど、確かに2,000万円のランニングコストが示されていたかと思うんですよね。それは、これから次、進めていく上で不測の事態にあたらないと私は思っているんですけど、その辺の確認を一つお願いしたいんですけど、よろしくお願ひします。

議 長
まちづくり課長

まちづくり課長。

ランニングコストについてお答えいたします。ランニングコストにつきましては、当初のとおりですね年間3,000万円を見込みまして、利用者収入1,000万円を差引いた年間維持管理運営費を2,000万円ということで、基本的なことは変わりません。特にですね、施設運営事業者、民間ということで民間ノウハウを生かした自主事業やイベントの開催、民間事業者の商業的なネットワークを活用することによりまして、集客効果を促しまして、収益の増が見込まれるということから、基本的には2,000万円という基本的なことは変わらないで運営していくということで見込んでおります。以上です。

議 長
志賀浦議員
(再質問)

5番 志賀浦 学議員。

今、説明いただいたとおり、3,000万円のうち1,000万円は入場収益という予定ですね。まあ、企業努力でそれは達成されるのかなとは思いますが、ただ1年遅れた経過によって、どのぐらい集客できるかというのは不透明かなと私は思うんですけども、集客人数が目標に達しなくても、こちらから出す2,000万円は変わらないという認識で受け止めていいのか、その辺、お答え願ひします。

議 長
副 町 長

副町長。

収入の関係でございます。基本的には、収入額は上下しても維持管理経費は指定管理者のほうは変わらないかと思ひます。ただ、維持管理費については指定管理の契約になりますので、これは毎年度、年度協定が当然発生するかと思ひますので、それは物価の上昇分においてですね、人件費分ですとか、その辺は多少の変更は増減が出てくるかと思ひますけども、基本的にはこの2,000万円をベースで、収入についてはこの1,000万円の収入ということで考えておりますので、1年遅れたということでのこの辺の影響はないか言われると、その影響は確かにあるかもしれないけれども、あくまでも指定管理とい

う形で今後進んでまいりますので、年度協定の中です、その辺は多少の動きはあるのかなというふうに思っております。以上です。

議 長
志賀浦議員
(再々質問)

5番 志賀浦 学 議員。

説明ありがとうございます。私もその方向でお願いしたいと思うんですけど。人件費等の物価上昇とか、その辺はまたその時の議会と相談をすればいいのかなと思うんですけど、ただ、指定業者がどれだけやっても、賄えないものは賄えなくなってくるのかなと。だから、私が言いたいのは、要は2,000万円のランニングコストの負担というものが、集客人数によって増減しないということの確約をいただきたい。その他の要因は、町長が前、答弁されたとおり、不測の事態ということはあるということ、前に一般質問の時に言われましたので、それはその時で見るとは思いますが、集客というのは企業努力がもたらすものなので、それを今から膨らますことのないように、ある程度確約をいただきたいなと思うと。よろしくお祈りします。

副 町 長
(再答弁)

ただいまの志賀浦議員の御質問にお答えします。あくまでも収入の部分につきましては、企業の企業努力というものではございますが、事業者のほうにですね、そのようなことでお伝えはさせていただきますけども、この場でその確約ということは、こちら町としてのお答えはできません。あくまでも、このようなことのお話があったということで事業者のほうにはお伝えして、そのような努力をして収入を確保していただくと、そのようなことで考えておりますので、よろしくお祈りいたします。

議 長

ほかにありませんか。

(なしの声。)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。討論はありますか。これより、令和3年度南幌町一般会計補正予算(第10号)に対する討論を行います。

初めに、反対討論を許します。

3番 熊木 恵子議員。

熊木議員

南幌町一般会計補正予算に反対する討論。先日、3月10日開催の全員協議会で、誘客交流拠点施設について、内閣府からの地方創生拠点整備交付金が採択されたことが報告されました。施設の名称を「子ども室内遊戯施設」とし、事業名も「子ども室内遊戯施設整備事業」と変更されるとのことです。私は、今まで、誘客交流拠点施設整備事業の建設に反対の意思を表明してきました。一般質問の中でも、全町民を対象としたアンケート調査の実施や説明会の必要性、多額の税金が投入される施設であることから、新たな建物を建設することが本当に必要なのか。冬季間や雨天時の子どもの遊び場としての要望にこたえるため、町内の空いている公共施設の活用を提案してきました。しかし、全町民への説明や町内の空きスペースを活用することにも否定的な答弁が繰り返されました。町の第6期総合計画後期計画の中には、誘客交流拠点施設建設整備を軸にしたまちづくりが掲げられています。その一つひとつに反対ではありませんが、町に人を呼び込む、移住定住につなげるという今まで移住定住を促進する目的から、誘客交

流拠点施設との名称で、集客人数を年間14万人としてきたこととの整合性も変わってくるのではないかと思います。子育て世代の願いが、この室内遊戯場建設だけではないと思います。大事なことは、補助金があるからと建物を建て、利活用がされなくなり町財政が破綻してきた実態は全国各地で引き起こされてきました。今回の事業は、今後どのような維持管理費がかかるのか。近年、ウッドショックや鉄鋼材の高騰、さらにロシアのウクライナ侵略による鋼材、材料費の高騰など、予測のできない状況が出てくると思います。完成して最初は来場者も足を運ぶと思いますが、入場料金を払って利用する方がいつまでも続くとは考えられません。入場者の減少に伴う維持管理費がかさむことを想定すると、全町民が負担する税金や、若い子育て世代に負担を負わせていくことにつながることを大変危惧するものです。令和4年度の予算には、公園長寿命化改修計画事業の中で、中央公園の大型滑り台改修工事やトイレの基本実施設計、ベンチ、案内板の改修などが盛り込まれています。中央公園の面積は、人口対比で全道一広い公園として、町の誇りとなるものです。隣接するパークゴルフ場での健康増進とプレーをする人同士の交流、子どもの遊び場、町民の健康増進の場としてさらなる活用を奨励すべきではないでしょうか。令和4年度の予算編成にあたって、本町の財政構造を踏まえると、大幅な町税収入の増加が期待できないことや、社会保障関係費の増加、公共施設改修費等の投資的経費の増加などにより、本町財政は引き続き厳しい状況が続くものと考えたと述べられていることを見ても、新たな施設建設はやめるべきと考えます。よって、本補正予算には反対いたします。議員各位の賛同をお願いいたします。

議長

次に、賛成討論を許します。

加藤議員

8番 加藤 真悟議員。

令和3年度一般会計補正予算（第10号）に対する賛成討論。令和3年度一般会計補正予算（第10号）について、賛成の立場で討論いたします。令和3年度一般会計補正予算（第10号）は、8億1,024万円を追加し、一般会計予算総額を82億3,829万3,000円とするものです。補正予算の事業として、子ども室内遊戯施設整備事業は、本町における人口減少を抑制するため、また交流人口を呼び込み人口構造の変化を緩やかにする必要から、子ども室内遊戯施設を核とし、町内外の多くの方が交流できる施設として整備するものです。昨年度、地方創生拠点整備交付金が不採択となりましたが、令和4年度において整備を行うため、当初事業費内で建設すべく、令和3年12月、第4回議会定例会において、基本設計変更の補正予算を全会一致で可決し、設計の見直しを行い、建設に向けた準備を進めていたものであります。去る3月9日に、今施設整備の財源である地方創生拠点施設整備交付金の採択を受けたところであります。きた住まいるヴィレッジや移住促進事業により、移住の成果が上がってきている中、令和6年度に予定される道央圏連絡道路の開通や日本ハムファイターズボールパークの整備など、本町を取り巻く環境が大きく変わろうとしている、この機を追い風にして町を発展させるための事業と

して推進すべきと考えます。施設の運営や建設費、資材費の高騰などの影響については、説明があった財政推計どおり、国の交付金、有利な起債などの財源を活用することで、将来的な財政運営に影響はないものと考えます。また、限られた予算内での施設整備の必要があることから、施設整備費の範囲内での事業が進められるよう、基本設計の修正を行ったところでもありますが、現在のウクライナ情勢などで世界的に資材費が再び値上がりすることも懸念されますが、さまざまな対策を講じ、施設整備費の範囲内での実施に期待するところです。議会においても、施設建設に対する賛成の判断を行っており、さらに、町ではホームページ、広報誌等で情報を発信するとともに、ヒアリングやアンケート調査、シンポジウム、行政懇談会等さまざまな機会を催し、施設整備にあたって大多数の町民の理解を得たと、私は認識しております。わざわざ南幌町に遊びに行きたくなる、そんなコンセプトを持つ施設に将来を期待し、30年後も子どもたちのいる風景を実現させていくことが、持続可能な南幌町を築くための我々の責務なのではないかと考えます。以上のことから、子育て支援をはじめ、農商工の振興発展と町民の安全、安心に向けた取り組みを進める令和3年度一般会計補正予算（第10号）に賛成をするものです。議員各位におかれましても賛同いただきますようお願い申し上げます、賛成討論いたします。

議長

ほかに発言があれば許します。

細川議員

10番 細川 美喜男議員。

令和3年度南幌町一般会計補正予算（第10号）に対する賛成討論。第1回定例会に追加提案されました令和3年度一般会計補正予算第10号について、賛成の立場で討論をいたします。令和3年度一般会計補正予算（第10号）は、子ども室内遊戯施設整備に係る事業費、8億1,024万円を追加するものです。本事業は、その財源として内閣府の地方創生拠点整備交付金を活用するもので、昨年は残念ながら採択に至らなかったものの、今年度において事業の必要性が認められ、採択となりました。子ども室内遊戯施設整備事業は、本町における人口の減少を抑制するため、交流人口を呼び込み、歪な人口構造を緩やかにする必要性から、子どもの遊戯施設を核とし、町内外の多くの方が交流し、賑わいの中心となる施設として中央公園に整備するものです。現在、本町では、きた住まいるヴィレッジの整備や移住促進事業などにより、町外からの移住が進む中、道央圏連絡道路の開通や日本ハムファイターズボールパークの整備など、本町を取り巻く環境が大きく変わろうとしているこの機に本町を大きく発展させるため、子ども室内遊戯施設整備事業を進めるべきと考えます。以上のことから、私は、令和3年度一般会計補正予算（第10号）に賛成をするものがあります。議員各位におかれましても賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長

ほかに討論の御発言があれば、発言を許します。

（なしの声。）

討論がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは、議案第27号については、起立採決を行います。

議案第27号 令和3年度南幌町一般会計補正予算(第10号)について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立9名、着席1名)

議長

どうぞ御着席ください。賛成起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●追加日程7 報告第1号 令和4年度各会計予算及び関連条例の審査報告についてを議題といたします。

審査報告について予算審査特別委員長より報告願います。

6番 本間 秀正議員。

本間議員

令和4年3月14日付け、南幌町議会議長宛て、予算審査特別委員長名。委員会審査報告書。本特別委員会に付託された事件は、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第10号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第11号 常勤特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第12号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第13号 南幌町第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第14号 南幌町児童生徒等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第15号 南幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第16号 南幌町ふるさと物産館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第17号 南幌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

議案第18号 南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議案第19号 令和4年度南幌町一般会計予算

議案第20号 令和4年度南幌町国民健康保険特別会計予算

議案第21号 令和4年度南幌町病院事業会計予算

議案第22号 令和4年度南幌町下水道事業特別会計予算

議案第23号 令和4年度南幌町農業集落排水事業特別会計予算

議案第24号 令和4年度南幌町介護保険特別会計予算

議案第25号 令和4年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算

以上16議案について3月9日、10日、11日の3日間において

議長

慎重審議をした結果、賛成全員により可決すべきものと決定しましたので報告します。以上です。

ただいまの委員長報告についての質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案についてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

予算審査特別委員会の審査結果は、委員長報告のとおり可決であります。

それでは採決いたします。

採決にあたりましては、起立採決を行います。

議案第10号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第11号 常勤特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第12号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第13号 南幌町第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第14号 南幌町児童生徒等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第15号 南幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第16号 南幌町ふるさと物産館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第17号 南幌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

議案第18号 南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

議案第19号 令和4年度南幌町一般会計予算

議案第20号 令和4年度南幌町国民健康保険特別会計予算

議案第21号 令和4年度南幌町病院事業会計予算

議案第22号 令和4年度南幌町下水道事業特別会計予算

議案第23号 令和4年度南幌町農業集落排水事業特別会計予算

議案第24号 令和4年度南幌町介護保険特別会計予算

議案第25号 令和4年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算

以上16議案について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立10名、着席0名)

どうぞ御着席ください。賛成起立全員であります。よって本16議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、本定例会に提案されました全ての議案審議が終了いたしま

した。これをもちまして閉会といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本定例会はただいまをもって閉会といたします。

御苦労さまでした。

(午前10時35分)